

平成24年度
刈谷市行政評価委員会

事務事業評価シート及び資料
7月25日（水）分

刈谷市行政評価委員会

平成24年度 刈谷市行政評価委員会 傍聴者用資料

＜傍聴される皆さんへ＞

1 傍聴する場合の手続き

- 受付にて氏名、お住まいの市町村名を記入してください。
※ここで得られました情報は、本目的以外には利用しません。

2 会議を傍聴するうえで守っていただくこと

- 会議を傍聴する際は、委員長の指示に従ってください。
- 傍聴者からのご意見やご質問は受け付けられません。
- 会議開催中は、私語を慎み、静かに傍聴してください。会議中における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- 会場の出入りは自由ですが、みだりに席を離れ、会議進行の妨げにならないようにしてください。
- 会場内で、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はちまきや腕章等を着用しないでください。
- 会場内では飲食又は喫煙をしないでください。
- 携帯電話等の音の鳴るものは、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。
- 会場において、写真撮影、録画、録音、その他これに類する行為をしないでください。
- 手荷物、貴重品の管理は各自にてお願いします。
- その他、会場内の秩序を乱したり、会議の支障となる行為はしないでください。

※上記の事項に違反した傍聴者には、退場していただくことがあります。

3 会議の公表について

- 本会議の様子は、インターネットによる生中継（ライブ配信サイト：Ustream（ユーストリーム））を行います。またKATCHによる録画放送を予定しています。
- 会議の記録（議事録、写真等）については、市ホームページで公表します。

4 アンケートへのご協力

- 受付で配布したアンケートにご協力ください。回答済みの用紙は、お帰りの際に係員にお渡しください。

刈谷市行政評価委員会について

刈谷市では、市が実施している事務事業の目的や実施内容、実績などを市民のみなさんにわかりやすくお知らせするとともに、市民ニーズを反映した事務事業の効果的かつ効率的な行政運営の推進を図ることを目的に、事務事業評価を実施します。

この事務事業評価の客観性を確保するとともに、外部の意見を求めるため、刈谷市行政評価委員会を設置し、外部評価を実施します。

～刈谷市の外部評価の考え方～

刈谷市行政評価委員会における外部評価は、評価の客観性の確保と外部の視点を取り入れ、その意見をもとに改善・改革につなげることを目的としていることから、行政評価委員の意見のとりまとめは行いません。各委員から出た意見を持ち帰り、次年度以降の対応を検討し、年度末に開催される行政評価委員会にて対応内容を報告します。

刈谷市行政評価委員会委員名簿

委員の構成	所属等	氏名	役職等
学識経験を有する者	名城大学 都市情報学部（教授）	昇 秀 樹	委員長
	愛知大学 経営学部（助教）	吉 本 理 沙	委員長職務代理者
	愛知教育大学 （理事・副学長）	都 築 繁 幸	委員
弁護士	飛鳥総合法律事務所	加 藤 時 彦	委員
公認会計士	朝日税理士法人	近 藤 克 麿	委員
企業代表者	株式会社豊田自動織機 （執行役員）	浅 井 裕 章	委員
	奥野機材株式会社 （取締役社長）	天 野 櫻 子	委員

（敬称略）

1 外部評価の進行

外部評価は委員長の進行管理のもと、1事業30分とし、時間配分は以下のとおりで実施します。

No	項目	時間	内容
1	事業説明	10分	担当部署から事業の内容について説明します。
2	質疑応答 意見提示	20分	事業内容について、委員から質問を行います。 委員から事業に対する意見を提示します。

※当日の進行状況により、実際に要する時間は変更する場合があります。

※進行管理として、10分に1回、29分に1回、30分に2回、ベルによる合図を行います。

2 評価の視点

事務事業が市民や社会のニーズからみて必要なものか、事務事業の実施により費用に見合った効果が得られるのか、また、上位計画との整合性や行政関与のあり方からみて行政が担うことが妥当なのか、などの観点で評価を行います。

※行政評価委員会では、事業に対する評価の決定等を行いません。また、当日の評価内容は、当該事業に対する最終判断となるものではありません。

3 本資料構成の留意点

この資料は、会議当日分の対象となる事務事業の「事務事業評価シート」及びその事業に関連する資料から構成されており、それぞれにページ数が示されています。

資料について、一部パンフレット等は資料の在庫数の理由から委員のみ配布させていただいているものがありますので、ご了承ください。

4 スケジュール

日時			
時間割	7月24日(火)	時間割	7月25日(水)
9:00	市長あいさつ	9:00	中小企業新開発マネジメント事業
～9:15	事務局説明	～9:30	経済環境部商工課
9:15	ビデオ広報刈谷製作事業	9:30	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
～9:45	企画財政部広報広聴課	～10:00	経済環境部環境推進課
9:45	自動車管理事業	時間調整(10分)	
～10:15	企画財政部財務課	10:10	地域福祉基金運用事業
時間調整(10分)		～10:40	福祉健康部社会福祉課
10:25	男女共同参画啓発事業	10:40	手当等給付事業
～10:55	市民活動部市民協働課	～11:10	福祉健康部障害福祉課
10:55	市民相談事業	11:10	子ども医療費助成事業
～11:25	市民活動部市民安全課	～11:40	福祉健康部国保年金課
昼休み		昼休み	
13:00	中高生の居場所づくり事業	13:00	市街地整備促進事業
～13:30	生涯学習部生涯学習課	～13:30	都市整備部まちづくり推進課
13:30	文化財保存整備事業	13:30	緑の街並み推進事業
～14:00	生涯学習部文化振興課	～14:00	都市整備部公園緑地課
14:00	スポーツ教室開催事業	時間調整(10分)	
～14:30	生涯学習部スポーツ課	14:10	公共施設連絡バス運行管理事業
時間調整(10分)		～14:40	都市整備部都市交通課
14:40	ファミリーサポートセンター運営事業	14:40	刈谷生きがい楽農センター運営事業
～15:10	次世代育成部子育て支援課	～15:10	経済環境部農政課
15:10	排水機場改修事業	15:10	創意ある学校づくり事業
～15:40	建設部雨水対策課	～15:40	教育部学校教育課
15:40	わが家の地震対策事業	15:40～	委員長総評
～16:10	建設部建築課		

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing, starting below the 'メモ' header and extending to the bottom of the page.

目次

1	中小企業新開発マネジメント事業（経済環境部商工課）	1
2	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業（経済環境部環境推進課）	9
3	地域福祉基金運用事業（福祉健康部社会福祉課）	13
4	手当等給付事業（福祉健康部障害福祉課）	17
5	子ども医療費助成事業（福祉健康部国保年金課）	21
6	市街地整備促進事業（都市整備部まちづくり推進課）	25
7	緑の街並み推進事業（都市整備部公園緑地課）	31
平成23年度外部評価実施事業フォローアップ評価		
8	公共施設連絡バス運行管理事業（都市整備部都市交通課）	35
9	刈谷生きがい楽農センター運営事業（経済環境部農政課）	45
10	創意ある学校づくり事業（教育部学校教育課）	51

会計名			中小企業新開発マネジメント事業				担当部	経済環境部	
一般会計							担当課	商工課	
款	項	目					課等長名	長谷川 文成	
7	1	1					作成者	加藤 健司	
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	産業振興						
		基本施策	商工業						
		施策の内容	工業の振興						
	目的	新製品、新技術の開発を支援することにより、市内中小企業を活性化させ、「モノづくりのまち刈谷」の発展を促進する。			主たる内容	中小企業に対して経営上の課題分析や、新たな事業展開、新製品開発等に向け、企業が抱える様々なテーマの相談に応じる事業を商工会議所に委託する。 歴史と伝統に支えられた「モノづくり」の技術を伝えるとともに、更なる工業の振興を図るため市内中小企業を積極的に支援する。			
	関連計画								
	位置づけ	根拠法令							
	対象者	市内事業者			事業期間	平成16年度 ~			
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他							
	B 事業 D 実績 O ハ 実 施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画	
		<ul style="list-style-type: none"> 相談・指導事業 (相談・指導件数 125件) ビジネススクール事業 (開催回数 28回) (参加人数 延べ346人) 講演会事業 (開催回数 2回) (参加人数 116人) 		<ul style="list-style-type: none"> 相談・指導事業 (相談・指導件数 135件) ビジネススクール事業 (開催回数 30回) (参加人数 延べ345人) 講演会事業 (開催回数 4回) (参加人数 145人) 		<ul style="list-style-type: none"> 相談・指導事業 (相談・指導件数 64件) ビジネススクール事業 (開催回数 34回) (参加人数 延べ352人) 講演会事業 (開催回数 2回) (参加人数 58人) 		<ul style="list-style-type: none"> 相談・指導事業 (相談・指導件数 70件) ビジネススクール事業 (開催回数 20回) (参加人数 延べ300人) 講演会事業 (開催回数 11回) (参加人数 330人) 	
成果 (できたこと)		相談と指導、ビジネススクールと講演会の開催事業を中心に、中小企業の活性化に貢献している。また、アンケートを実施し、企業からの要望を聞き取りながら内容の充実にも取り組んでおり、企業の経営体質や品質の改善、若手社員の教育等に有益な事業となっている。							
課題 (できなかったこと)		今後、ビジネススクール卒業生のアフターフォローに取り組み、企業の更なる活性化を支援する必要がある。また、本事業を積極的に広報し、相談や指導の件数、各種参加者数の増加を目指す。							
指標名称 (単位)				実績値			目標値		
			21年度	22年度	23年度	24年度	26年度		
活動指標	ビジネススクール及び講演会参加人数 (人)		462	490	410	630	650		
成果指標	産業が活発であると思う市民の割合 (%)		90.2	90.4	90.6	90.8	91		
他市との比較検証	愛知県内の他市での実施はない。								
C 事業 コスト	単位：千円		21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (予算)	23年度 事業費内訳		
	事業費 ①		5,242	5,941	5,794	6,230	合計	5,794,291 円	
	財源	特定財源	0	0	0	0	委託料	5,794,291 円	
		一般財源	5,242	5,941	5,794	6,230			
	職員人件費 ②		0	1,450	1,077	1,498			
	総事業費 (①+②)		5,242	7,391	6,871	7,728			
	建設事業	全体事業費		0		23年度特定財源名称			
23年度迄の累積事業費		0							
25年度以降の事業費見込		0							

会計名			中小企業新開発マネジメント事業	担当部	経済環境部
一般会計				担当課	商工課
款	項	目		課等長名	長谷川 文成
7	1	1		作成者	加藤 健司
各視点からの評価				評価の理由	
C H E D C K ハ 評 価 V	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的業務 ・ 市民ニーズ、社会需要 ・ 市民生活上必要である など 	高い	中小企業の活性化には、新製品の開発が重要である。そのため、コーディネーターが、個別に相談、指導、研修を実施しきめ細やかな経営支援をする事業である。	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ コストの節減、費用対効果 ・ 執行体制の効率性 ・ 手段の最適性 など 	普通	中小企業者にコーディネーターを派遣するには、相互に密接な関係があり、指導等にも経験と実績のある商工会議所に委託することが、最も効率的で確実である。	
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体となって実施すべき事業であるか ・ 総合計画との整合性 など 	高い	第7次刈谷市総合計画では、めざす姿を「企業の経営環境が安定、合理化しています。」としており、その目標の実現のため、また、本市の貴重な社会資源である「モノづくり」の技術を伝え、より向上させていくためにも重要な事業である。	
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への貢献度 ・ 目標達成度 ・ 市民サービスへの効果 など 	高い	中小企業の活性化のためには、企業OBの経験や知識を活用した経営改善も大切であり、工業振興に重要な施策である。	
今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		
新開発マネジメント事業は、中小企業の経営課題の分析、アドバイス、新製品開発に係る経営資源の紹介、商品化や販路拡大の支援等、中小企業の活性化のために経営支援を実施してきた。 今後は、激しい外部環境の変化に対応するため、安全、環境、品質など多岐にわたる課題の解決方法の提示や職場でのリーダーや将来の幹部を目指す人材の教育や、指導をするためのビジネススクールに改良していくとともに、産官学の連携を深めるため大学教授による研修会や、講演会も開催する。					

平成23年度「中小企業新開発マネジメント事業」のご案内

今年度も皆様方の経営改善の為、下記の事業を積極的に行います。
是非お気軽にご連絡ください。

(刈谷市委託事業)

① 業績向上に向けた相談・指導

内容：個別相談・指導

人材育成、職場の改善、現地指導（安全、環境、改善、品質など様々な問題を解決するアドバイスを致します。）

日時：毎週火・金曜日 10:00～15:30（事前にご連絡ください。）

② 刈谷ビジネススクールQC

期間：前期 平成23年6月～9月

後期 平成23年11月～平成24年3月

職場でリーダー、将来の幹部を目指す人への教育・指導

内容・職場の問題解決手法を学びます。

- ・QCの7つ道具を学びます。
- ・パソコン（パワーポイント等）を活用など。

※詳細は
折込チラシをご覧ください。

③ 講習会・研修会

事業所のみなさまのニーズに応じたテーマで講演会を開催

平成22年度は下記の内容で2回開催しました。

第1回「危機管理」と確かなものづくり

第2回 職場に活力を生み、育てる“基本と行動”

各事業所の要望で一般従業員・管理監督者向けの講演会・研修会にも対応します。

（まずはご相談ください。）

※上記についてのお問い合わせ

中小企業新開発マネジメント事業 担当：緒方、安達

TEL：0566-21-0370 FAX：0566-24-6049

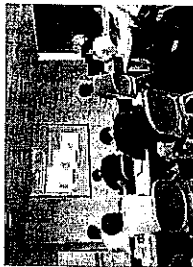
～基礎から学ぶQC手法～ 2011刈谷ビジネススクール『後期』受講のご案内

本年度刈谷ビジネススクールQC『後期』を下記により開講致します。
本講座は職場の問題や品質管理をQCの7つ道具を使い解決する手法を学びます。
刈谷ビジネススクールQC活動は平成19年度から平成23年度前期までに40社130名の方が受講され、修了生の皆さんは職場にてご活躍されています。皆様のご参加お待ちしております。

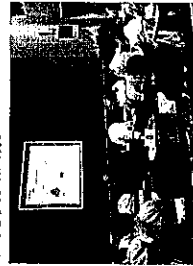
1. 募集人数: 15名(先着順)、定員になり次第締め切ります。
2. 募集対象: 将来職場のリーダー・幹部を目指す社員。
3. 期 間: 平成23年11月～平成24年3月
4. 研修日時: 毎週木曜日 13:00～17:00(申込受付された方へは別途開催通知を出させていただきます。)
5. 場 所: 刈谷商工会議所(刈谷市新栄町3丁目26番地)
6. 費 用: 無料

※講座のカリキュラムの詳細は裏面をご覧ください。
※事前または必要によりコーディネーターが訪問させていただきますので、ご了承ください。

★研修内容



★発表会風景



★問い合わせ先: 「中小企業新開発マネジメント事業」(担当: 緒方、安達) TEL 21-0370
FAX 24-6049

フリガナ	本人の業務内容	男・女	年 齢	歳
受講者名	本人の業務内容	男・女	年 齢	歳
フリガナ	本人の業務内容	男・女	年 齢	歳
受講者名	本人の業務内容	男・女	年 齢	歳
企業名	所在地			
会社窓口担当者	所属部署			
勤務先 電話番号() () -	勤務先 FAX () () -			

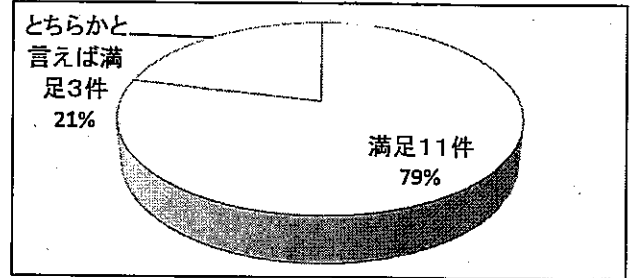
平成23年度「新開発マネジメント事業」コーディネーターご紹介 (下記のメンバーで事業を支えます。)

<p>小出 隆 トヨタ自動車OB</p> <p>●得意分野 総合金物金股</p> <p>●業務経験内容 総合金物金股</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車の新部品生産技術設計業務 ●生産ライン技術業務 ●工場運営・管理業務 	<p>佐藤 義弘 トヨタ自動車OB</p> <p>●得意分野 「加藤くよう製法制御」 QC手法指導、安全管理</p> <p>●業務経験内容 製法経験内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●名産製造 ●ETC・e-かんばん等のシステム設置業務
<p>菅沼 敦 トヨタ自動車OB</p> <p>●得意分野 トヨタ生産システムの推進</p> <p>●業務経験内容 トヨタ生産システムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新工場での生産管理・維持・改善 ●物流部門の改善支援 ●品質管理 	<p>長谷川 博士 ㈱アソニーOB</p> <p>●得意分野 生産ラインの小改善、品質向上</p> <p>●業務経験内容 生産ラインの小改善、品質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●費用稼、治具製作 ●生産支援 ●試作 ●生産ライン管理全般 ●購買・仕入先支援活動
<p>川合 敏博 トヨタ自動車OB</p> <p>●得意分野 作業改善 QC手法指導</p> <p>●業務経験内容 作業改善 QC手法指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プレス型生産、保全 ●段取り改善 ●型納入品質向上改善 	<p>高橋 真勝 トヨタ自動車OB</p> <p>●得意分野 エンジン、足回り部品設計 QC手法指導</p> <p>●業務経験内容 エンジン、足回り部品設計 QC手法指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車の新部品生産技術設計業務 ●生産ライン技術業務 ●工場運営・管理業務

2011後期 刈谷ビジネススクールQCアンケート結果 受講生の職場上司14名(8社)

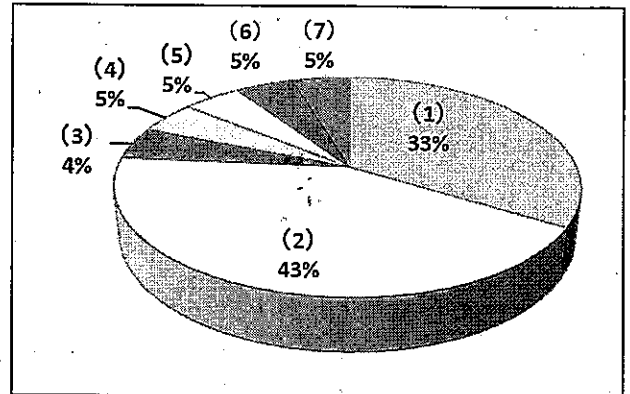
1. 今回の講義(ビジネススクールQC)はどうでしたか？

	設問内容	件数
(1)	満足	11件
(2)	どちらかと言えば満足	3件
(3)	どちらかと言えば不満足	0件
(4)	不満足	0件
	合計	14件



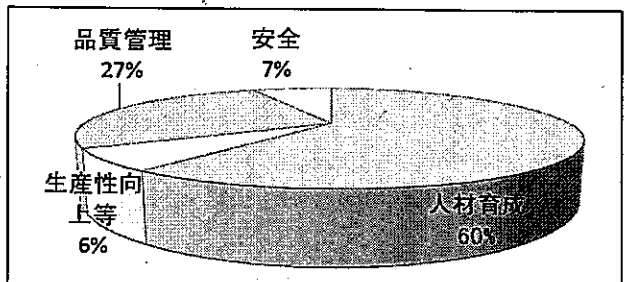
2. 受講させてみて会社内では効果はありましたか？(複数回答可)

	設問内容	件数
(1)	社内のQCの活用に関心を持つようになった。	7件
(2)	職場のコミュニケーションが良くなった。	9件
(3)	変わらない	1件
(4)	問題解決意識向上と共に生産性が向上	1件
(5)	業務の流れがよくなった。	1件
(6)	社内のQCサークルのリーダーを進んでなった。	1件
(7)	業務内容が広がった。	1件
	合計	21件



3. 今後新開発マネジメント事業で活用したいものに○をつけてください。

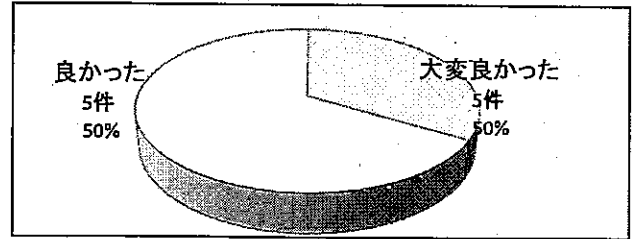
	設問内容	件数
(1)	人材育成	9件
(2)	生産性向上等	1件
(3)	品質管理	4件
(4)	安全	1件
(5)	その他	0件
	合計	15件



2011後期 刈谷ビジネススクールQCアンケート結果 受講生9名(8社)

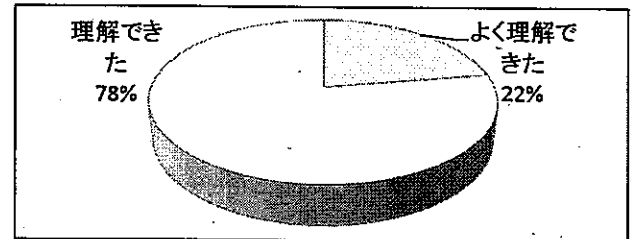
1. 今回の講義(ビジネススクールQC)に受講させてどうでしたか？

	設問内容	件数
(1)	大変良かった	3件
(2)	良かった	6件
(3)	あまり良くなかった	0件
(4)	良くなかった	0件
	合計	9件



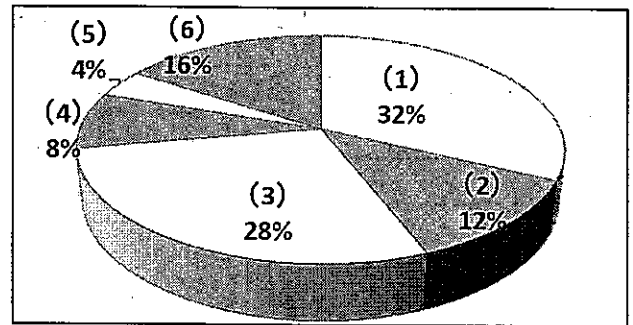
2. 講義内容はどうでしたか？(複数回答可)

	設問内容	件数
(1)	よく理解できた	2件
(2)	理解できた	7件
(3)	あまり理解できなかった	0件
(4)	理解できなかった	0件
	合計	9件



3. 受講して役に立ったと思うものは？(複数回答可)

	設問内容	件数
(1)	職場の問題解決の手順(QC手法)が理解できた	8件
(2)	職場の仲間意識が向上した。	3件
(3)	職場の問題意識を持つようになった。	7件
(4)	グループディスカッションや発表を通じて説得力が身についた	2件
(5)	大人数の前で発表する機会を設けられたこと	1件
(6)	パソコンの操作が少しでもわかるようになった。	4件
	合計	25件



6. ご意見・ご感想

- ・大人数の発表は経験はなく、内容を忘れてしまうほど緊張しました。改めてこの場を提供して頂きありがとうございました。
- ・成果を出さなければいけないというのが一番大変でもう少し成果にとらわれない講習会のバージョンもあっていいと思った。
- ・大ホールでの発表練習ができると良いと思いました。(スクリーンと席が思っていたより離れており、文字が後ろの人に見えるか？本番直前に不安に思いました。)パソコンの講義の時、待ち時間がけっこうあったので待ち時間が発生しないようになって良いと思いました。
- ・今回のビジネススクールに参加でき、とてもよかったです。自分の今後に大きな力になったと思います。
- ・受講してみて今まで気づかなかったこと、問題として思わなかったことに対して気づくようになり対策をしてくれました。基本の基本だったと思うので、またQCについて深掘した内容を学びたいと思いました。

刈谷モノづくり大学専門家派遣のご案内

経済環境が厳しい中、中小・小規模企業が持続的に発展していくためには、個々の企業の「問題点や課題」を早急に発見し、「改善策」や「解決策」を至急講じる必要があります。

特に今年度より、新たに取り組む「刈谷モノづくり大学」では、個々の企業が抱える様々な課題解決のために、経験豊かな専門家を直接派遣するなど、モノづくりの現場を元気にする活動を積極的に取り組んで参りますので、お気軽にお申込み下さい。派遣費用は、無料で、秘密厳守です。

※対象者は…(以下の2つの条件を満たす方)

- ・刈谷市内に本社・本店、工場等拠点がある事業所の方
(但し、刈谷商工会議所会員事業所の方に限り、市外の事業所の方もお申込みできます。)例外として、会員の市外拠点での指導はできません。
- ・「モノづくり」の言葉から一般的には「衣・食・住」の職人的な技能や製造業をイメージしますが、飲食業の方もお気軽にお申込下さい。

※相談内容は…

- ・公的支援制度(認定事業、補助金など)の活用について
- ・技術の活用についてアドバイスを受けたい
- ・技術革新、販路開拓したい
- ・新分野へ進出したい
- ・「生産システム効率化」(災害ゼロ・不良ゼロ・故障ゼロ)などロスを未然防止する仕組みについて知りたい
- ・人件費等削減(補助金・助成金・社会保険料節約)をしたい
- ・社内研修をしたい(定年退職者向けの年金研修など)

現場に潜む「課題(問題)」を明らかにして解決策を提案致します。

「刈谷モノづくり大学」の教授陣

～私たちにお任せ下さい～



【安全・衛生問題】
株式会社
安全ネットワーク代表
労働安全衛生マネジメント
システム評価員

前川茂晴氏



【経営戦略・販路開拓相談】

中小企業診断士

神谷正仁氏



【新規事業・ビジネスプラン相談】

中部経済産業局 中小企業支援
ネットワークアドバイザー
名古屋工業大学産学連携センター
地域連携アドバイザー

近藤邦治氏



【労働相談】

特定社会保険労務士

大参直子氏

裏面に専門家派遣申込書がございます。ぜひお申込み下さい。

(相談無料・相談日は要相談)

お問合せ先：刈谷市新栄町3-26 TEL 0566-21-0370

7 FAX 0566-24-6049

受付	平成 2 4 年 月 日
No.	

刈谷商工会議所 刈谷モノづくり大学 行き

専門家派遣申込書

相談無料、秘密厳守

申 込	平成 年 月 日		
企 業 名		担当者	
代表者名		TEL	
所 在 地		FAX	
業 種		従業員数	

■指導を受けたい経営課題（該当項目に○印をお付けください。複数可。）
 下記テーマにより無料個別相談・無料社員研修を承ります。

【安全・衛生問題】

1. 体制の整備
2. 関係法令等の遵守
3. 目標設定・計画作成・計画の実施
4. 研修（階層別・体質強化・特別等）
5. 緊急事態への対応
6. 日常的な点検・改善
7. 労働災害発生原因の調査
8. その他（ ）

【経営戦略・販路開拓】

1. 経営戦略構築
2. 販売戦略構築
3. 企業再生支援
4. 経営革新支援
5. 財務体質改善
6. リーダーシップ（モチベーションアップ）
7. 1～6に関する研修
8. その他（ ）

【新規事業・ビジネスプラン】

1. 新製品（商品）・新技術の開発
2. 自社資源の活用法
3. 企業間取引の開拓支援
4. 新分野進出
5. 第二創業
6. 海外進出
7. 補助金、助成金などの施策活用
8. その他（ ）

【労働】

1. 労務トラブル対策
2. 労働時間・残業対策
3. 定年再雇用対策
4. 就業規則・社内規程・労使協定
5. 助成金などの施策活用
6. 経費削減
7. 労務・年金セミナー（社員、管理職、定年対象者等）
8. その他（ ）

【知財】

1. 特許・実用新案・意匠・商標の出願手続 など

ご相談内容 該当項目に○印をお付け下さい。（個別相談・社員研修）

ご記入いただきました内容は、本事業以外には利用致しません。
 相談日につきましては、ご相談の上、後日ご連絡させていただきます。
 相談時に刈谷商工会議所職員も同席する場合がございます。

会計名		住宅用太陽光発電システム設置費補助事業				担当部	経済環境部		
一般会計						担当課	環境推進課		
款	項					目	課等長名	豊田 哲夫	
4	1					7	作成者	杉浦 英一郎	
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	都市環境						
		基本施策	低炭素社会						
		施策の内容	エネルギーの有効利用						
	目的	環境基本計画及び地球温暖化対策地域推進計画の趣旨にのっとり、クリーンエネルギーの積極利用による環境負荷の少ない社会を形成していくことで、地球温暖化を防止する。			主たる内容	太陽光発電システムを設置しようとする市民に対し、24万円(4kW)を限度に補助金を交付し普及を図る。 ※補助金の額 1kWあたり6万円			
	位置づけ	関連計画	刈谷市環境基本計画 刈谷市地球温暖化対策地域推進計画						
		根拠法令	刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱						
	対象者	市民		事業期間	平成11年度 ~				
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他							
	BDO 事業実績 O 実施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画	
		【補助件数】 307件 【補助金額】 98,540千円 【設置規模】 1,228.1kW		【補助件数】 353件 【補助金額】 78,008千円 【設置規模】 1,514.0kW		【補助件数】 469件 【補助金額】 103,144千円 【設置規模】 2,031.7kW		【補助件数】 500件 【補助金額】 120,000千円 【設置規模】 2,165kW	
成果 (できたこと)		太陽光発電システムの設置を促進することで、地球温暖化防止に努めることができた。 平成23年度は、年間ベースで746tのCO2削減効果をもたらしたことになる。 (1kW当たりの年間CO2削減量は、367.6kgで計算：火力発電との比較)							
課題 (できなかったこと)		国の補助制度の変更等により申請件数の増減が予想されるため、常に最新の動向に配慮した制度設計が必要となる。							
指標名称(単位)			実績値			目標値			
			21年度	22年度	23年度	24年度	26年度		
活動指標		補助件数(件)		307	353	469	500	600	
成果指標		CO2排出削減量(t-CO2)		1,122.1	1,678.6	2,425.5	3,160.5	4,900	
他市との比較検証		岡崎市20,000円/kW、碧南市50,000円/kW、豊田市30,000円/kW、安城市40,000円/kW、西尾市30,000円/kW、知立市30,000円/kW、高浜市50,000円/kW、みよし市50,000円/kW							
C 事業コスト		単位：千円		21年度(決算)	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(予算)	23年度事業費内訳	
	事業費①		98,540	78,008	103,144	120,000	合計 103,144,000円		
	財源	特定財源	4,579	6,285	5,190	5,250	負担金、補助及び交付金 103,144,000円		
		一般財源	93,961	71,723	97,954	114,750			
	職員人件費②		0	1,450	1,436	1,498			
	総事業費(①+②)		98,540	79,458	104,580	121,498			
	建設事業	全体事業費		0		23年度特定財源名称			
23年度迄の累積事業費		0		住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金(県)					
25年度以降の事業費見込		0							

会計名			住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	担当部	経済環境部
一般会計				担当課	環境推進課
款	項	目		課等長名	豊田 哲夫
4	1	7		作成者	杉浦 英一郎
C H E D C K ハ 評 価 V	各視点からの評価			評価の理由	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 法的業務 市民ニーズ、社会需要 市民生活上必要である など 		高い	市民の省エネルギー意識は、東日本大震災以降さらに高揚し、太陽光発電設備の設置件数も増加している。太陽光発電システムの設置は、地球温暖化防止、省エネルギーの観点から有効であることから、必要な制度である。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> コストの節減、費用対効果 執行体制の効率性 手段の最適性 など 		普通	補助額、執行経費は妥当であるとするものの、CO2削減量を費用換算することが困難である。
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 市が主体となって実施すべき事業であるか 総合計画との整合性 など 		高い	総合計画において、「エネルギーの有効活用」の施策の柱として位置付けられている。
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 施策への貢献度 目標達成度 市民サービスへの効果 など 		高い	年々制度に対する需要は増え続け、制度開始からの申請件数累積で計算すると、CO2削減量は年間2,425.5tに上る。
	今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	
国、県、近隣自治体の動向に注視しつつ、現状を維持する。 必要に応じて終期の設定、制度の変更などを検討する。					

平成24年度

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

刈谷市では、地球温暖化対策の一環として、「自然エネルギー」である太陽光を利用した発電システムを設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象となるシステム

- 1 低圧配電線と逆潮流ありで連系しているもの（電力の売電契約を行っていること）
- 2 太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満で、未使用であるもの
- 3 システムが日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されているもの
（参考：財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」）

補助を受けられる方

市内に住所を有し、次のいずれかの要件を満たす方

- 1 自らが居住する市内の住宅にシステムを設置する方
- 2 自らが居住する目的で、あらかじめ補助対象システムの認定を受けた市内の新築のシステム付き住宅を購入した方
（ただし、補助金の交付は1棟につき1回です。）

※工事着工前に申請してください。また、設置後30日以内かつ平成25年3月29日までに実績報告を行う必要があります。

補助金の額

太陽電池モジュールの最大出力値(単位:kw) × 6万円 【上限:4kw(24万円)】

※千円未満の端数は、切り捨てるものとします。

昭和56年以前の建物にシステムを設置する場合は、市（建築課）の実施する無料の耐震診断及び補強工事補助制度の活用をご検討ください。

【問合せ先】

刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

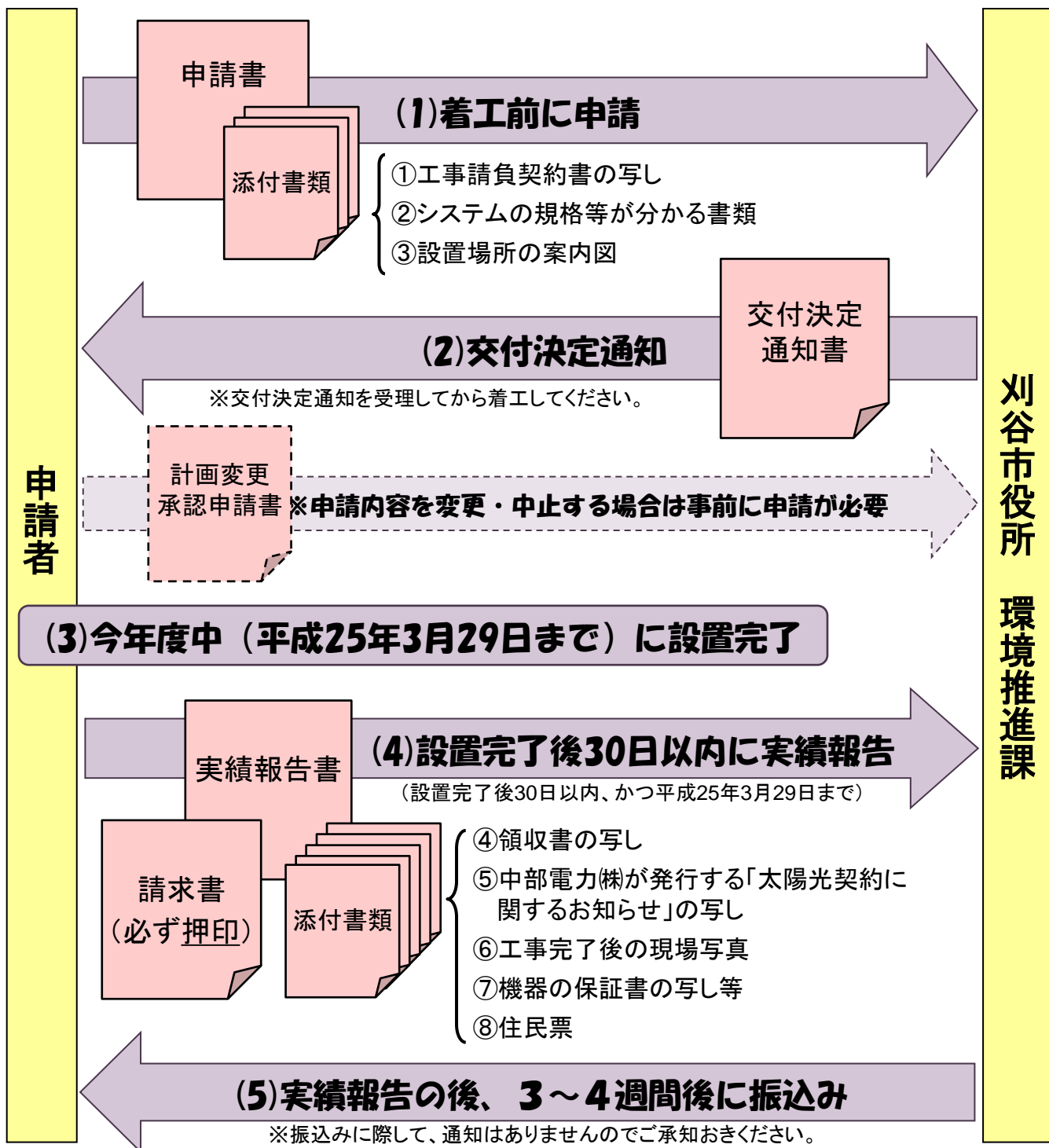
電話：0566-62-1017（環境推進課直通）

FAX：0566-24-3481

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp



補助金の受給手続きの流れ



・書類の作成に当たっては、別紙「手続き・書類についての留意点」と、各書類の記入例を必ずご参照ください。

会計名			地域福祉基金運用事業				担当部	福祉健康部	
一般会計							担当課	社会福祉課	
款	項	目					課等長名	鈴木 克幸	
3	1	1					作成者	近藤 敦人	
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	福祉安全						
		基本施策	地域福祉						
		施策の内容	地域福祉活動の推進						
	目的	地域福祉基金の運用収入を、地域福祉活動を支援するための経費の一部として活用し、地域福祉の推進を図る。		主たる内容	刈谷市社会福祉協議会が実施する各種地域福祉事業に対し、補助金を交付する。 対象事業 ・なごやか交流会事業 ・ねたきり老人出張理美容事業 ・児童生徒ボランティア育成事業 ・ボランティア講座開催事業				
	位置づけ	関連計画	刈谷市地域福祉計画						
		根拠法令	刈谷市地域福祉基金条例						
		対象者	刈谷市社会福祉協議会		事業期間	平成5年度 ~			
		実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他						
	B 事業実績 D 実績 O ハ 実 施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画	
		・なごやか交流会事業 19会場 参加者 298人 ・ねたきり老人出張理美容事業 利用 58人 154回 ・児童生徒ボランティア育成事業 開催 3回 参加者 23人 ・ボランティア講座開催事業 開催 2回 参加者 20人		・なごやか交流会事業 21会場 参加者 338人 ・ねたきり老人出張理美容事業 利用 65人 180回 ・児童生徒ボランティア育成事業 開催 3回 参加者 6人 ・ボランティア講座開催事業 開催 3回 参加者 118人		・なごやか交流会事業 21会場 参加者 310人 ・ねたきり老人出張理美容事業 利用 87人 221回 ・児童生徒ボランティア育成事業 開催 1回 参加者 19人 ・ボランティア講座開催事業 開催 2回 参加者 47人		・なごやか交流会事業 21会場 参加者 350人 ・ねたきり老人出張理美容事業 利用 80人 240回 ・児童生徒ボランティア育成事業 開催 2回 参加者 25人 ・ボランティア講座開催事業 開催 2回 参加者 50人	
成果 (できたこと)		社会福祉協議会に対し、事業費の補助を行い、活動の支援を行った。 1人暮らし・ねたきり老人への支援やボランティア育成の推進が図られた。							
課題 (できなかったこと)		現在の社会情勢から、低金利の状態が続いており、事業の財源としての地域福祉基金積立金利子の運用益が少ない状況にある。							
指標名称(単位)				実績値			目標値		
			21年度	22年度	23年度	24年度	26年度		
成果指標	地域の支えあいにより高齢者や障害者も安心して暮らせると思う市民の割合(%)		—	58.3	—	61	62		
成果指標	社会福祉協議会のボランティア登録団体数(団体)		100	103	109	125	125		
他市との比較検証									
C 事業コスト V	単位：千円		21年度(決算)	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(予算)	23年度事業費内訳		
	事業費 ①		1,568	1,599	1,589	1,904	合計 1,589,431 円		
	財源	特定財源	1,472	875	470	253	負担金、補助及び交付金 1,589,431 円		
		一般財源	96	724	1,119	1,651			
	職員人件費 ②		0	109	179	187			
	総事業費(①+②)		1,568	1,708	1,768	2,091			
	建設事業	全体事業費		0		23年度特定財源名称			
23年度迄の累積事業費		0		地域福祉基金積立金利子					
25年度以降の事業費見込		0							

会計名			地域福祉基金運用事業	担当部	福祉健康部
一般会計				担当課	社会福祉課
款	項	目		課等長名	鈴木 克幸
3	1	1		作成者	近藤 敦人
C H E D C K ハ 評 価 V	各視点からの評価			評価の理由	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的業務 ・ 市民ニーズ、社会需要 ・ 市民生活上必要である など 		高い	地域福祉の担い手である社会福祉協議会の活動に対する補助事業であり、地域福祉推進に資する必要性の高い事業である。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ コストの節減、費用対効果 ・ 執行体制の効率性 ・ 手段の最適性 など 		普通	1人暮らし・寝たきり老人への支援やボランティア育成など事業の実施には効率的な運用を図っているが、需要の掘り起こしなど、実施方法の検討は必要である。
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体となって実施すべき事業であるか ・ 総合計画との整合性 など 		普通	地域福祉基金は、その運用益を地域福祉活動を支援するための経費に充てるとあり、社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業への市の関与は妥当である。
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への貢献度 ・ 目標達成度 ・ 市民サービスへの効果 など 		高い	地域ボランティアの活動や立ち上げの支援、ボランティアに携わる人材の育成を通して、地域福祉活動の推進に寄与している
今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		
補助対象としている4事業は、それぞれ地域福祉の推進のためには必要であり、事業の開催方法を工夫したり、内容の類似している他事業との統合などを検討するよう社会福祉協議会に助言・指導を行ったうえで、今後も補助事業を継続していくべきである。					

地域福祉基金運用事業

地域福祉基金

目的 地域福祉の推進を図るため

設置 平成 5 年 4 月 1 日

経緯 国は、急激に進む高齢化に対し、高齢者の保健福祉サービスの基盤を整備するため、平成元年 12 月に「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」を策定し、更に地域主導の高齢者保健福祉施策の促進のため、平成3年度に「高齢者保健福祉推進特別事業」を創設し、その事業の1つとして「地域福祉基金」制度が創設された。地方公共団体においても、在宅福祉の向上、健康づくり等の課題について、民間団体が行う事業の支援を図り、地域の特性に応じた施策等を積極的に推進することが求められ、「地域福祉基金」の設置経費について、国から地方交付税措置がとられた。しかしながら、刈谷市は交付税不交付団体であったため、交付税措置相当額の2億円を一般財源から支出し、寄附金、利息とあわせて、地域福祉基金が設置された。

方針 基金は、運用益を福祉事業に充てていく「果実運用型」とし、地域の実情に応じ民間団体の行う地域福祉活動事業の支援に充てるものとする。

補助の対象事業の例

- ・在宅福祉の普及及び向上を図る事業
- ・健康及び生きがい作りの推進を図る事業
- ・その他地域福祉の推進を図る事業

(ボランティア活動の活発化に関する事業等)

平成23年度末現在高 274,783,089円

平成23年度運用 大口定期預金

補助事業

なごやか交流会事業

平成元年度から開催されている事業で、地域ボランティア等の協力を得て、ひとりぐらし高齢者を招待し、ボランティア等とのふれあいの機会を持つことにより、一人暮らし老人の健康保持と日々の生活の充実を図るため、ボランティアによる手作り昼食会やゲーム等を内容とする「なごやか交流会」を開催した。

平成21年度	19会場	参加者数	298人	協力者数	507人
平成22年度	21会場	参加者数	338人	協力者数	439人
平成23年度	21会場	参加者数	310人	協力者数	507人

ねたきり老人出張理美容事業

自宅での理髪を希望する在宅のねたきり老人（65歳以上）を対象に「出張理美容無料利用券」を配付（年4回）し、本人及びその介護に当たっている家族を支援した。

平成21年度	利用者数	58人	利用回数	154回
平成22年度	利用者数	65人	利用回数	180回
平成23年度	利用者数	87人	利用回数	221回

児童生徒ボランティア育成事業

小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、実践学習を基礎とした体験の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯への精神を養うとともに、地域社会との関連を深めることを目的に、「社会福祉教育指定校研修会」を開催した。

平成21年度	開催回数	3回	参加者数	23人
平成22年度	開催回数	2回	参加者数	6人
平成23年度	開催回数	1回	参加者数	19人

ボランティア講座開催事業

ボランティア活動や地域福祉活動を推進するため、地域住民や各団体に対し、「支え合いのまちづくりセミナー」を開催した。

平成21年度	開催回数	2回	参加者数	20人
平成22年度	開催回数	3回	参加者数	118人
平成23年度	開催回数	2回	参加者数	47人

会計名			手当等給付事業				担当部	福祉健康部	
一般会計							担当課	障害福祉課	
款	項	目					課等長名	後藤 和江	
3	1	2					作成者	小山 彩子	
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	福祉安全						
		基本施策	障害児・者福祉						
		施策の内容	障害福祉サービスの充実						
	目的	各種の手当等を支給することにより、障害者の自立した生活を支援し、障害者の福祉の増進を図る。		主たる内容	次の手当等を支給する。 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・心身障害者扶助料 ・難病疾患見舞金				
	位置づけ	関連計画 刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画							
		根拠法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律、刈谷市中心身障害者扶助料支給条例							
		対象者	障害児・者、指定疾患患者	事業期間	昭和39年度～				
		実施方法	■直営 □委託 □指定管理 □補助・助成 □その他						
	BDO 事業実績 O 実施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画	
		特別障害者手当	77人	特別障害者手当	87人	特別障害者手当	96人	特別障害者手当	101人
障害児福祉手当		63人	障害児福祉手当	67人	障害児福祉手当	65人	障害児福祉手当	76人	
経過的福祉手当		6人	経過的福祉手当	7人	経過的福祉手当	7人	経過的福祉手当	7人	
心身障害者扶助料		4,886人	心身障害者扶助料	5,038人	心身障害者扶助料	5,311人	心身障害者扶助料	5,517人	
難病疾患見舞金		553人	難病疾患見舞金	601人	難病疾患見舞金	631人	難病疾患見舞金	669人	
成果 (できたこと)		各種手当を支給し、経済的支援をすることにより、障害者の自立した生活を支援し、障害者福祉の増進を図ることができた。							
課題 (できなかったこと)		心身障害者扶助料については、市単独の手当であり、障害者の増加に伴い、手当支給額も増加し、市財政への負担も重くなってきている。今後の手当総額の伸びによっては、支給内容の見直しが必要になる可能性もある。							
指標名称(単位)			実績値			目標値			
			21年度	22年度	23年度	24年度	26年度		
活動指標	支給件数(件)		5,585	5,800	6,110	6,370			
成果指標									
他市との比較検証	心身障害者扶助料については、若干の金額の違いはあるものの、近隣各市も同様に実施している。難病疾患見舞金については、近隣で実施していない市もある。								
C 事業コスト	単位：千円		21年度(決算)	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(予算)	23年度事業費内訳		
	事業費①		236,131	244,055	252,361	263,919	合計	252,360,700円	
	財源	特定財源	32,724	32,762	35,401	38,384	扶助費	252,360,700円	
		一般財源	203,407	211,293	216,960	225,535			
	職員人件費②		0	2,537	2,512	2,622			
	総事業費(①+②)		236,131	246,592	254,873	266,541			
	建設事業	全体事業費		0		23年度特定財源名称			
23年度迄の累積事業費		0		・特別障害者手当等給付費国庫負担金					
25年度以降の事業費見込		0		・愛知県特別障害者手当等支給費補助金					

会計名			手当等給付事業	担当部	福祉健康部
一般会計				担当課	障害福祉課
款	項	目		課等長名	後藤 和江
3	1	2		作成者	小山 彩子
C H E D C K ハ 評 価 V	各視点からの評価			評価の理由	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的業務 ・ 市民ニーズ、社会需要 ・ 市民生活上必要である など 		高い	法律及び条例等に定められている、障害者の自立した生活の基盤となる事業であり、必要性は高い。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ コストの節減、費用対効果 ・ 執行体制の効率性 ・ 手段の最適性 など 		普通	心身障害者扶助料については、所得制限のない、市単独の事業であり、今後の障害者の増加の度合によっては内容の見直しが必要になることも考えられる。
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体となって実施すべき事業であるか ・ 総合計画との整合性 など 		高い	障害のある人も障害のない人と同様に普通の生活を送ることができるよう支援するものであり、市が実施する妥当性、総合計画との整合性とも高いといえる。
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への貢献度 ・ 目標達成度 ・ 市民サービスへの効果 など 		高い	障害者を対象としたアンケートにおいて、生活していく上での収入源としてこの事業で支給する手当等は高い割合を占めており、貢献度の高い事業といえることができる。
	今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	
障害者の増加により各種手当総額も増加していることから、今後財源の確保が難しくなっていることも考えられるが、現行の水準は維持していくべきだと考えられる。					

手当等給付事業資料

特別障害者手当等

心身に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給されます。手当は申請を受け付けた月の翌月分から支給されます。※所得制限あり

支 給 対 象	手 当 の 額	支 給 時 期
○特別障害者手当 20歳以上で診断書により常時特別な介護が必要と認められる人（以下支給対象者） A種 支給対象者のうち身体障害者手帳2級以上かつ療育手帳A判定（IQ35以下）の人 B種 支給対象者のうち身体障害者手帳2級以上または療育手帳A判定（IQ20以下）の人 C種 支給対象者のうちA種、B種のいずれにも該当しない人 ただし施設入所者、長期入院者は除きます。	<A種> 月額33,350円 (国26,260円 +県7,090円)	5月期 (2月～4月分)
	<B種> 月額27,350円 (国26,260円 +県1,090円)	8月期 (5月～7月分)
	<C種> 月額26,260円 (国26,260円)	11月期 (8月～10月分)
		2月期 (11月～1月分)
○障害児福祉手当 20歳未満で診断書により常時特別な介護が必要と認められる人 A種、B種、C種の区別は特別障害者手当と同じです。 ただし施設入所者は除きます。	<A種> 月額21,440円 (国14,280円 +県7,160円)	特別障害者手当と同じ
	<B種> 月額15,440円 (国14,280円 +県1,160円)	
	<C種> 月額14,280円 (国14,280円)	
○経過的福祉手当 20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当又は障害基礎年金のいずれも受けられない人 A種、B種、C種の区別は特別障害者手当と同じです。	障害児福祉手当と同じ	特別障害者手当と同じ

刈谷市心身障害者扶助料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人に対し、手当を支給します。手当は申請を受け付けた月の翌月分から支給されます。※所得制限なし

支 給 対 象	手 当 の 額	支 給 時 期
1 身体障害者手帳所持者	身障1・2級 療育A判定 精神1級 月額 4,000円	9月期 (4月～9月分)
2 療育手帳所持者		
3 精神障害者保健福祉手帳所持者	身障3級 療育B判定 精神2級 月額 3,000円	3月期 (10月～3月分)
4 市の指定する機関でIQ75以下の判定を受けた人	身障4～6級 療育C判定 精神3級 月額 2,100円	

難病疾患見舞金

刈谷市の指定疾病（愛知県の特定期疾患と同じ）で1ヶ月以上治療を受けている人に見舞金を支給します。手当は申請を受け付けた月の分から支給されます。※所得制限なし

支 給 対 象	手 当 の 額	支 給 時 期
刈谷市の指定疾病で1ヶ月以上治療を受けている人。ただし刈谷市心身障害者扶助料を受給している人は除きます。	月額 2,100円	9月期 (4月～9月分) 3月期 (10月～3月分)

【指定疾病】：ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症等、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、ピュルガー病、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、難治性の肝炎、悪性関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患、アミロイドーシス、後縦靭帯骨化症、ハンチントン病、モヤモヤ病、ウェグナー肉芽腫症、特発性拡張型心筋症、多系統萎縮症、表皮水疱症、膿疱性乾癬、広範脊柱管狭窄症、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、特発性大腿骨頭壊死症、混合性結合組織病、原発性免疫不全症候群、特発性間質性肺炎、網膜色素変性症、プリオン病、肺動脈性肺高血圧症、神経線維腫症、亜急性硬化性全脳炎、バッド・キアリ症候群、慢性血栓性肺高血圧症、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、家族性高コレステロール血症、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、肥大型心筋症、拘束型心筋症、ミトコンドリア病、リンパ脈管筋腫症、重症多形滲出性紅斑、黄色靭帯骨化症、間脳下垂体機能障害

会計名			子ども医療費助成事業				担当部	福祉健康部	
一般会計							担当課	国保年金課	
款	項	目					課等長名	竹内 仁	
3	1	4					作成者	渡部 貴美子	
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	福祉安全						
		基本施策	社会保障						
		施策の内容	福祉医療の推進						
	目的	子育て支援として子どもの健康保持と福祉の増進を図る。	主たる内容	中学校卒業までの子どもに係る保険診療の自己負担分の医療費の助成する。					
	位置づけ	関連計画		次世代育成支援行動計画（後期計画）					
			根拠法令	愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領・刈谷市子ども医療費支給条例					
		対象者	中学校卒業までの子の保護者である市民	事業期間	昭和48年度～				
		実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他						
	BDO 事業実績 O 実施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画	
		中学校卒業までの子どもに係る保険診療医療費の自己負担分を助成。 年間平均受給者数 22,625人 年間支給総額 656,436,387円		中学校卒業までの子どもに係る保険診療医療費の自己負担分を助成。 年間平均受給者数 22,790人 年間支給総額 687,025,474円		中学校卒業までの子どもに係る保険診療医療費の自己負担分を助成。 年間平均受給者数 22,613人 年間支給総額 730,670,771円		中学校卒業までの子どもに係る保険診療医療費の自己負担分を助成。 年間平均受給者数 22,800人 年間支給総額 768,000,000円	
成果 (できたこと)		子育て支援として子どもの健康保持と福祉の増進を図ることができた。							
課題 (できなかったこと)		医療費の伸びと共に医療助成額も増加傾向と見込まれるため、より適正で効果的な制度への見直し検討が必要である。							
指標名称（単位）				実績値		目標値			
				21年度	22年度	23年度	24年度	26年度	
活動指標									
成果指標									
他市との比較検証		通院費助成は、県内54市町村のうち1市が小学3年生まで、7市町が小学6年生まで、5市町が高校3年生までを、西三河9市を含む残りの40市町村が刈谷市と同様に中学校卒業までを対象としている。また1市が小学1年生以上、2市が小学4年生以上に1割負担を、2市が中学生に1.5割負担を導入し、1市は小学生以上については非課税世帯のみ対象とし、1市は小学生以上は非課税世帯のみ全額助成で他は1割負担を導入している。							
C 事業コスト		単位：千円		21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (予算)	23年度 事業費内訳	
	事業費 ①		656,436	687,025	730,671	768,000	合計	730,670,771 円	
	財源	特定財源	159,025	168,397	166,979	206,592	扶助費	730,670,771 円	
		一般財源	497,411	518,628	563,692	561,408			
	職員人件費 ②		0	2,899	2,871	2,622			
	総事業費 (①+②)		656,436	689,924	733,542	770,622			
	建設事業	全体事業費		0		23年度特定財源名称			
23年度迄の累積事業費		0		子ども医療費県補助金（県）					
25年度以降の事業費見込		0							

会計名			子ども医療費助成事業	担当部	福祉健康部
一般会計				担当課	国保年金課
款	項	目		課等長名	竹内 仁
3	1	4		作成者	渡部 貴美子
各視点からの評価				評価の理由	
C H E D C K ハ 評 価 V	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的業務 ・ 市民ニーズ、社会需要 ・ 市民生活上必要である など 	高い	愛知県の補助対象事業であり、子育て支援の一環として、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減のための定着した制度となっている。	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ コストの節減、費用対効果 ・ 執行体制の効率性 ・ 手段の最適性 など 	普通	子ども医療費の助成額は年々増加している。将来にわたり持続可能な制度とするため、今後の運用方法について検討が必要である。	
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体となって実施すべき事業であるか ・ 総合計画との整合性 など 	高い	第7次総合計画にも掲げられており、市民アンケートの中でも重要度の高い施策として捉えられている。	
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への貢献度 ・ 目標達成度 ・ 市民サービスへの効果 など 	高い	中学校卒業までの子どもを対象として医療費助成がなされており、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減に資している。	
今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		
愛知県の「行革大綱に係る重点改革プログラム」において「福祉医療制度の見直し」が掲げられており、将来にわたり持続可能な制度とするため、平成26年度を目途に制度の見直しを検討するとしている。 市としても、医療費の増大による生活への経済的負担を軽減するとともに、市民のニーズと福祉医療の充実、医療費負担のバランスを考慮した各種福祉医療制度の適正な運用に努めていく必要がある。					

子ども医療制度 市町村拡大実施状況一覧表

(H24.8.1見込)

市町村名	通院									入院			備考		
	小学校						中学校			高等学校					
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3		高1	高2
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
豊橋市	○	○	○	○	○	○	※2	※2	※2						
岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
一宮市	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1						
瀬戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
半田市	○	○	○	○	○	○									
春日井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
豊川市	○	○	○	○	○	○	※2	※2	※2						
津島市	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3
碧南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
刈谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
安城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
蒲郡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
犬山市	○	○	○	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
常滑市	○	○	○												
江南市	○	○	○	※1	※1	※1									
小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
稲沢市	○	○	○	○	○	○									
新城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
東海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
大府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
知多市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
知立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
尾張旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
高浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岩倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
豊明市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
日進市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
愛西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
清須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
北名古屋市	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4						未就学児に 食事療養費
弥富市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
みよし市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
あま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
長久手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
東郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
大口町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
扶桑町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
大治町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
蟹江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
飛島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿久比町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
東浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
南知多町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
武豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
幸田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
設楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
豊根村	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
計	54	54	54	53	53	53	46	46	46	5	5	5	5	5	5

※1 医療保険自己負担額(3割)のうち、2/3を助成する。(本人負担は1割相当分)

※2(豊橋市・豊川市)中学生の通院については、自己負担額の2分の1の額を助成

※3(津島市)市民税所得割が非課税の方のみ

※4(北名古屋市)市民税非課税均等割世帯の通院については、全額助成。

市民税課税世帯の通院については、医療保険自己負担額(3割)のうち、2/3を助成する。(本人負担は1割相当分)(H24.8.1より)

会計名							担当部	都市整備部	
一般会計			市街地整備促進事業				担当課	まちづくり推進課	
款	項	目					課等長名	松尾 裕	
8	4	1					作成者	笹尾 光弘	
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	都市環境						
		基本施策	市街地・住環境						
		施策の内容	計画的な土地利用						
	目的	<p>平成23年に策定した都市計画マスタープランにおいて新市街地の整備や既成市街地の再生に向けた方針を示している。本市は今後も人口増加が見込まれることから、人口の定住化を促進するための新たな市街地の創出や既成市街地についても少子高齢化に向けた集約型の市街地の形成を図る必要がある。その方向性を見据えながら関係権利者の理解を深め実現性かつ計画性のある事業を組み立てる。</p>	主たる内容	<p>《新市街地》 関係地権者に対して実施した、まちづくりに関するアンケート結果を踏まえ、将来イメージ図、概算事業費の算出、事業手法・事業主体等を検討し、合意形成を図るための資料を作成。 《既成市街地》 (東陽町名店街地区) 勉強会を開催し再開発事業の仕組みや手法等についての理解を深め事業化に向けた組織づくりを検討。 (銀座A B地区) 民間活力を活用した官民連携による施設整備手法の検討。</p>					
	位置づけ	関連計画	刈谷市都市計画マスタープラン						
		根拠法令	都市計画法						
		対象者	地元関係者・各権利者			事業期間	平成22年度～		
		実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他						
	BDO 事業実績 O 実施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画	
				<p>《新市街地》新市街地拡大予定箇所(依佐美地区)の地権者に対し、アンケートを実施 《既成市街地》中心市街地の3地区(刈谷駅北地区、東陽町名店街地区、銀座AB地区)の権利状況及び課題整理を行い再生に有効な計画の検討及び事業化に向け、権利者の理解促進のため勉強会を開催</p>		<p>《新市街地》新市街地拡大に向けての事業手法の検討 《既成市街地》中心市街地の2地区(東陽町名店街地区、銀座AB地区)の再生に有効かつ具体的な事業手法等の検討及び事業化に向けた権利者の組織づくりを検討</p>		<p>《既成市街地》銀座AB地区の民間活力を活用した施設整備に向けた公募要領案の作成 (新市街地拡大は「住宅系拡大市街地整備事業」及び「工業系拡大市街地整備事業」へ移行)</p>	
成果(できたこと)		<p>《新市街地》地権者からの意向を踏まえた事業の実現方策を検討することができた。 《既成市街地》東陽町名店街地区において、老朽建物の解体に向けた権利者全員の意思統一を図ることができた。 銀座A B地区において、民間活力を活用した施設整備方針を策定し、権利者に対して説明会を実施した。</p>							
課題(できなかったこと)		<p>《新市街地》地権者の合意形成を促進するため、今後も勉強会等を開催し理解を得ることが必要である。 《既成市街地》銀座A B地区整備方針に対する権利者理解の増進、整備事業実施可能な公募要領案の作成が必要である。</p>							
指標名称(単位)				実績値			目標値		
				21年度	22年度	23年度	24年度	26年度	
活動指標		勉強会、懇談会の開催回数(回)			-	4	2	-	-
成果指標									
他市との比較検証									
C 事業コスト		単位：千円		21年度(決算)	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(予算)	23年度事業費内訳	
	事業費①		0	2,919	8,421	4,727	合計	8,421,180円	
	財源	特定財源	0	0	0	0	旅費	10,680円	
		一般財源	0	2,919	8,421	4,727	委託料	8,410,500円	
	職員人件費②		0	7,973	9,332	5,619			
	総事業費(①+②)		0	10,892	17,753	10,346			
	建設事業	全体事業費		0		23年度特定財源名称			
23年度迄の累積事業費		0							
25年度以降の事業費見込		0							

会計名			市街地整備促進事業	担当部	都市整備部
一般会計				担当課	まちづくり推進課
款	項	目		課等長名	松尾 裕
8	4	1		作成者	笹尾 光弘
C H E D C K ハ 評 価 V	各視点からの評価			評価の理由	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的業務 ・ 市民ニーズ、社会需要 ・ 市民生活上必要である など 		高い	<p>《新市街地》 今後も増加する人口の定住化の促進や活発な産業活動を支えるために、新市街地創出により生み出される土地に対するニーズは高い。</p> <p>《既成市街地》 有効高度利用により供給される住宅によるまちなか居住のニーズは高い。</p> <p>まちづくりの早期実現に向けては、権利者、関係者と共に効率的に進めることが必要である。</p>
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ コストの節減、費用対効果 ・ 執行体制の効率性 ・ 手段の最適性 など 		普通	
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体となって実施すべき事業であるか ・ 総合計画との整合性 など 		高い	<p>第7次総合計画及び第3次都市計画マスタープランに位置づけられた本市の目指すべき都市構造を実現するための、必要性の高い事業である。また、まちづくりを円滑に進めるには、まちづくりの情報提供や専門知識など市の主体的な関与が必要である。</p>
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への貢献度 ・ 目標達成度 ・ 市民サービスへの効果 など 		高い	<p>目指すべきまちづくりの方向性に合致した事業計画を検討することは、施策への貢献度が高い。</p>
今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		
本市が目指す将来のまちづくりの方向性を見据え、新市街地の創出や既成市街地における課題地区の検討を行い、関係権利者との合意形成を図りながら事業化に向けた初動期の取組みとして今後も進めていく必要がある。					

市街地整備促進事業

拡大検討地区 依佐美地区



市街地整備イメージ



整備前

昭和48年撮影



整備後

平成19年撮影



表 比 名	平成23年度羽田駅を中心とする周辺地区の再開発計画に 係る権利関係調査表		
路 線 名	羽田駅周辺地区		
地 区 名	羽田駅周辺地区		
図面の種類	位置図		
縮 尺	1:5,000		
図面番号			

羽田駅北地区

東陽町名店街地区

銀座A・B地区

会計名			緑の街並み推進事業				担当部	都市整備部	
一般会計							担当課	公園緑地課	
款	項	目					課等長名	坪井 修	
8	4	6					作成者	山田 誠	
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	都市環境						
		基本施策	公園緑地・緑化						
		施策の内容	緑化の推進						
	目的	民有地の緑化事業及び、街路樹の再生に関する事業を行い、市民の緑化意識及び市内の緑化率の向上を図る。			主たる内容	愛知県が行う「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」を活用し、民有地で行う比較的規模の大きな生垣設置及び屋上、壁面、空地緑化（生垣50m以上、屋上、壁面、空地100㎡以上）に対して補助を行う。 また、街路樹の植替え工事を行う。			
	位置づけ	関連計画	第2次刈谷市緑の基本計画						
			根拠法令	あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱他					
		対象者	市民、事業者		事業期間	平成21年度～			
		実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他						
	BDO 事業実績 O 実施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画	
		・街路樹の再生 市道01-25号線（天王町他 地内）		・民有地の大規模緑化 1件（壁面緑化） ・街路樹の再生 市道01-25号線（富士見町 他地内）		・民有地の大規模緑化 3件（壁面緑化、空地緑化）		・民有地の大規模緑化 2件 ・街路樹の再生 市道2-232号線（相生町地 内）、市道01-27号線（板倉 町地内）	
成果 (できたこと)		民有地の緑化については、大型緑化事業の申請・実施があり、一定の成果が得られている。 また、街路樹の再生については、平成21、22年度で市道（天王町他地内）の植替え工事を実施した。							
課題 (できなかったこと)		本事業の民有地緑化への補助対象が、比較的規模の大きなものであることから、補助対象の規模が小さい民有地緑化推進事業に比べて申請、相談件数が少ない。 今後、大規模な緑化事業を行えるような敷地を有する市内事業所等を中心に、啓発活動を実施していく必要がある。							
指標名称（単位）				実績値		目標値			
				21年度	22年度	23年度	24年度	26年度	
成果 指標		公園や緑地が充実していると思う市民の割合（％）			—	69.3	70.44	71.58	73.86
成果 指標		自宅の敷地などの緑化に努めている市民の割合（％）			—	72.2	72.96	73.72	75.24
他市との 比較検証		あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を活用した緑化補助事業は、各自治体によって補助対象の事業は異なるが、都市緑化の普及啓発を主な目的として、愛知県内で平成21年度に3市、平成22年度に8市町、平成23年度に17市町で実施実績がある。 また、並木道（街路樹）の再生は、愛知県内で平成21年度に8市、平成22年度に10市で実施実績がある。							
C 事業 コスト		単位：千円		21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (予算)	23年度 事業費内訳	
	事業費 ①		11,685	22,788	11,544	24,298	合計 11,544,000 円		
	財 源	特定財源	11,400	21,000	11,544	24,298	負担金、補助及び 交付金 11,544,000 円		
		一般財源	285	1,788	0	0			
	職員人件費 ②		0	2,537	2,154	2,810			
	総事業費 (①+②)		11,685	25,325	13,698	27,108			
	建設 事業	全体事業費		0		23年度特定財源名称			
23年度迄の累積事業費		0		あいち森と緑づくり都市緑化 推進事業交付金（県）					
25年度以降の事業費見込		0							

会計名			緑の街並み推進事業	担当部	都市整備部
一般会計				担当課	公園緑地課
款	項	目		課等長名	坪井 修
8	4	6		作成者	山田 誠
C H E D C K ハ 評 価 V	各視点からの評価			評価の理由	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的業務 ・ 市民ニーズ、社会需要 ・ 市民生活上必要である など 		普通	緑化推進都市の宣言を掲げる本市が、緑創出の一環として取り組んでいる大規模な緑化事業への補助や街路樹の再生は、市街地緑化の一層の推進を図るためにも必要性がある事業である。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ コストの節減、費用対効果 ・ 執行体制の効率性 ・ 手段の最適性 など 		普通	県支出金など助成金を積極的かつ有効に利用することで、市の予算で行うのと同等の成果を上げることができる。また、街路樹再生において、生育が比較的遅く、害虫に強い樹種を選定することにより、剪定や薬剤散布に要する年間維持管理料の軽減が期待できる。
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体となって実施すべき事業であるか ・ 総合計画との整合性 など 		高い	民間が行う規模が比較的大きい緑化事業や、市が管理地である街路樹の再生事業には、高額な費用を要するため、その費用を補助・予算化したり、統一性のある樹種選定を行うためにも、市の主体的な関与が必要である。
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への貢献度 ・ 目標達成度 ・ 市民サービスへの効果 など 		普通	民有地の緑化事業に対する補助や街路樹の再生は、市民生活や通行者の視覚に潤いや癒しを与えたり、市民の緑化意識の高揚に働きかけるもので、新たな緑地の創出に貢献するものである。
今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		
開発等による市街地の多くの部分を占める民有地の緑が減少しているなかで、新たな緑化余地の少ない既存市街地では、建築物の屋上や壁面等の緑化や良好な景観を形成する街路樹の再生が有効であると考えられる。県の施策転換等で、助成が継続されるか否かは先行き不透明であるが、市の単独予算事業となったとしても、事業の継続を図りたい。					

大規模な民有地緑化事業に対する 補助金交付制度を開始します。

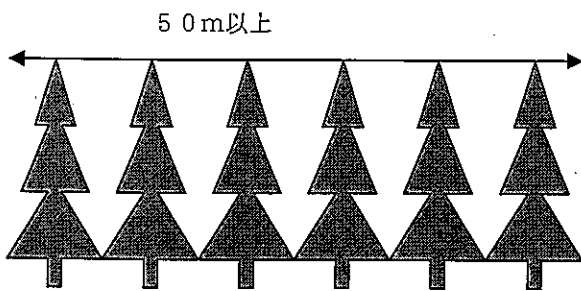
～ 緑の街並み推進事業のご案内 ～

刈谷市では、愛知県が行う「あいち森と緑づくり事業」を活用して、市内の民有地に一定規模以上の緑化事業を行う方への補助金交付制度「緑の街並み推進事業」を行っています。この制度により、大規模な民有地緑化事業に対しても十分な補助ができるようになりました。

緑豊かな潤いのあるまちにするため、あなたの家庭や職場に緑を増やしませんか。

<対象となる緑化事業>

○生垣設置事業



【要件】

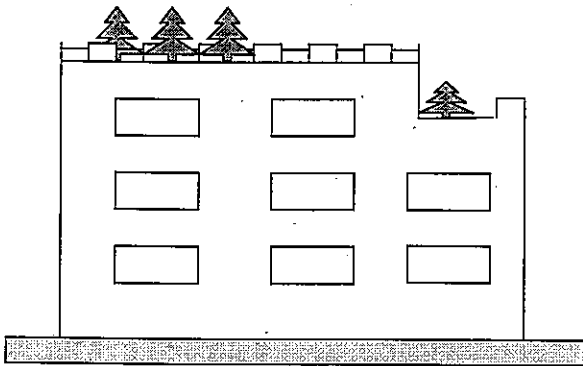
延長50m以上の生垣を設置し、かつ刈谷市が定めた緑化施設評価認定表(注)の評価基準を満たした緑化事業。

【補助金額】

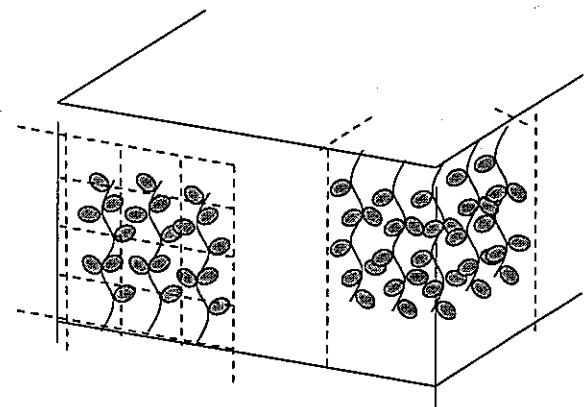
「生垣設置に係る経費の2分の1」と「植栽延長(m)×5千円」を比較してどちらか少ない方の額(補助限度額500万円)

(注)刈谷市における基準緑化率等を定めたもの

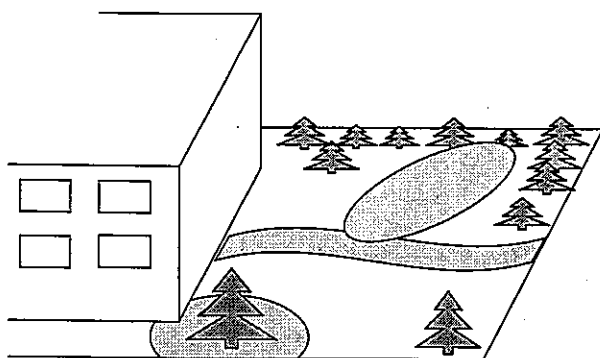
○屋上緑化事業



○壁面緑化事業



○空地緑化事業



【要件】

緑化対象面積(注)100㎡以上で、かつ刈谷市が定めた緑化施設評価認定表の評価基準を満たした緑化事業。

【補助金額】

「屋上緑化、壁面緑化、空地緑化に係る経費の2分の1」と「緑化対象面積(㎡)×3万円」を比較してどちらか少ない方の額(補助限度額500万円)※ただし駐車場緑化については緑化対象面積(㎡)×2万円

(注)都市緑地法施行規則で定める方法により算出した面積

会計名			公共施設連絡バス運行管理事業				担当部	都市整備部		
一般会計							担当課	都市交通課		
款	項	目					課等長名	柘植 敏記		
7	1	1					作成者	谷澤 菊乃		
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	都市環境							
		基本施策	道路・交通							
		施策の内容	公共交通の充実							
	目的	市内公共施設等を結ぶ連絡バスを委託運行し、公共施設利用の利便性の向上を目指すとともに、広く一般市民、特に交通弱者と言われる高齢者等の積極的社会参加と、環境負荷低減等の観点からの通勤通学の利用を促進する。		主たる内容	○運行路線 6路線（始発～終着） 東境線（刈谷ハイウェイバス～ひまわり） 西境線（洲原温水プール～ひまわり） 小垣江線（小垣江駅東口～逢妻駅南口） 東刈谷線（半城土町大原～生きがいセンター） 一ツ木線（総合運動公園～市役所） 依佐美線（東刈谷駅北口～小垣江駅西口） ○運行回数 1日8往復（東境線、西境線、小垣江線、東刈谷線） 1日5往復（一ツ木線、依佐美線） ○利用料金 無料					
	位置づけ	関連計画								
	根拠法令	刈谷市公共施設連絡バス運行事業実施要綱								
	対象者	対象者を特定せず		事業期間	平成9年度～					
	実施方法	□直営 ■委託 □指定管理 □補助・助成 □その他								
	BDO 事業実績 O 実施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画		
		総利用者数 443,615人		総利用者数 491,934人		総利用者数 532,787人		総利用者数 550,000人		
運行路線別内訳		運行路線別内訳		運行路線別内訳						
東境線 107,469人		東境線 119,076人		東境線 128,673人						
西境線 114,532人		西境線 128,013人		西境線 139,605人						
小垣江線 123,231人		小垣江線 134,380人		小垣江線 142,422人						
東刈谷線 98,383人		東刈谷線 110,465人		東刈谷線 116,367人						
				一ツ木線 2,684人						
				依佐美線 3,036人						
成果 (できたこと)		平成24年3月にダイヤ改正し、通勤時間帯の遅延幅の縮小を図り、また、一ツ木線と依佐美線を新設したことにより、利便性の向上を図った。								
課題 (できなかったこと)	これまで路線の充実や増便により順調に利用者数を伸ばしてきたが、引き続き増便やバス停まで遠い地区への乗り入れの要望、バス停の屋根やベンチの設置要望に対し検討する必要がある。 また、広告収入を得られる方法や愛称の公募などを検討する必要がある。									
指標名称（単位）			実績値			目標値				
			21年度	22年度	23年度	24年度	26年度			
活動 指標	利用者数 (人)		443,615	491,934	532,787	550,000	570,000			
成果 指標										
他市との 比較検証	近隣市では、規模の大小や有料・無料の違いはあるが、各団体にコミュニティバスを運行している。 安城市 あんくるバス《10路線 利用料100円》、碧南市 くるくるバス《4路線 利用料無料》、知立市 ミニバス《5路線 利用料100円》、高浜市 いきいき号《5路線 利用料100円》									
C 事業 コスト	単位：千円	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (予算)	23年度 事業費内訳				
	事業費 ①	184,441	173,099	187,694	213,056	合計	187,693,987 円			
	財 源	特定財源	8,778	0	0	0	需用費	1,360,275 円		
		一般財源	175,663	173,099	187,694	213,056	委託料	173,439,712 円		
	職員人件費 ②	0	3,262	4,307	4,121	工事請負費	12,894,000 円			
	総事業費 (①+②)	184,441	176,361	192,001	217,177					
	建設 事業	全体事業費	0		23年度特定財源名称					
23年度迄の累積事業費		0								
25年度以降の事業費見込		0								

会計名			公共施設連絡バス運行管理事業	担当部	都市整備部
一般会計				担当課	都市交通課
款	項	目		課等長名	柘植 敏記
7	1	1		作成者	谷澤 菊乃
C H E D C K ハ 評 価 V	各視点からの評価			評価の理由	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 法的業務 市民ニーズ、社会需要 市民生活上必要である など 		高い	現在は、高齢者等交通弱者と呼ばれる方たちの移動手段を確保し、積極的な社会参加を促すことを主な目的として運行しているが、今後はそれに加え、渋滞緩和や環境改善等の視点からも公共施設連絡バスの活用は必要不可欠であると考えられる。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> コストの節減、費用対効果 執行体制の効率性 手段の最適性 など 		普通	利用者は年間50万人を超え、近隣市に比べても多くの方に利用していただいているという点では効果が大きいと考えるが、経費面や運行形態等、今後改善できる余地は多いと考えられる。
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 市が主体となって実施すべき事業であるか 総合計画との整合性 など 		高い	総合計画では、将来のめざす姿として、環境にやさしい道路交通環境の形成や渋滞の減少などを掲げているとともに、施策の内容では市民の移動手段として公共施設連絡バスの充実を図るとしている。
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 施策への貢献度 目標達成度 市民サービスへの効果 など 		普通	市民サービスへの効果は十分あると考えられるが、施策への貢献や目標の達成に向け、今後、運行形態等の改善を検討していく。
今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		
現在は、高齢者等交通弱者と呼ばれる方たちの移動手段を確保し、積極的な社会参加を促すことを主な目的として運行しているが、今後はそれに加え、総合的な都市交通体系の確立に向け、渋滞緩和や環境改善等の視点からも公共施設連絡バスの活用について検討していく。					

平成23年度外部評価結果に対する市の方針及び対応報告書

事業名	公共施設連絡バス運行管理事業		
部等名	都市整備部	課等名	都市交通課
①行政評価委員からの意見	<p>○高齢者の利用が多いので、今のバスの形状ではもっと高齢者が増えたときにどうするのか。</p> <p>○交通弱者の社会参画や公共施設利用の増加といった目的が達成されたかどうかについて、細かいデータをとって分析をすることも1つの方法である。バスの形状を判断するときにも、各路線・各便の乗車状況が分れば対策も打ちやすいし判断もできる。現状分析をしっかりとした方が良い。</p> <p>○路線ごとに利用者の特性が異なるのであれば、通勤時間帯の便を拡充する、公共施設が開いている時間帯の本数を増やすなどの工夫をすると、使い勝手が良くなり、交通が不便という意見が減る。</p> <p>○利用者の費用負担はあってしかるべき。1億8千万円の事業費がかかっており、利用料をどうするかという点で費用対効果をしっかりと分析してほしい。市民の公平性を考えれば100円でも取った方が良いが、弱者には無料チケットを渡す、商店街利用者は優遇するなど、商工課で実施する事業としてそのようなことも検討してほしい。</p> <p>○ダイヤ変更や小型バスの導入など、運用方法等を変えるときに有料化することが考えられる。それがなくても有料化については検討してほしい。</p> <p>○「公共施設連絡バス」という名前は変えた方が良い。ムーバス、くるくるバス、あんくるバス、いきいき号などであれば一般市民でも乗っても良いと分かる。公募でPRを兼ねて行くと良い。</p> <p>○委託料だけでなく、バス停の設置工事費用の減価償却費や退職給与引当金も含めた発生コストをしっかりと認識してほしい。</p> <p>○ムーバスや金沢のバスなどはコミュニティ空間であり、市内の催しなどもPRしていて楽しいものになっている。</p>		
②市の対応方針	<p><input checked="" type="checkbox"/>拡充 <input type="checkbox"/>現状維持 <input checked="" type="checkbox"/>改善・効率化 <input type="checkbox"/>縮小 <input type="checkbox"/>終期設定 <input type="checkbox"/>休止・廃止</p>		
③方針に関する考え方、方針に基づく今後の予定（内容、工程、予算等）など	<p>○公共施設連絡バスは、これまで公共施設の利便性を高めるとともに、自動車中心の社会の中で移動を制約される高齢者や障害者等の交通弱者と呼ばれている方たちの移動手段を確保し、積極的な社会参加を促すことを主な目的として運行しております。</p> <p>○今後は、更なる利用者ニーズの把握に努めるとともに、渋滞緩和、環境改善等の視点で都市交通施策を包括的に捉えながら、バス運行事業の効率的運行方法を検討し、運賃の有料化や名称の変更等を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>○平成20年6月と平成22年1月には、市民アンケートを実施し現状分析、利用者ニーズの把握を行い、要望の多かった新路線は、この3月1日から運行開始いたします。</p> <p>○また、委託料以外の職員人件費等も効率的な運営を行い、経費の縮減に努めてまいります。</p>		

平成24年度フォローアップ評価実施状況報告書

事業名	公共施設連絡バス運行管理事業		
部等名	都市整備部	課等名	都市交通課
<p>④平成24年度の実施状況及び今後の実施予定</p>	<p>■平成24年4月、都市整備部に都市交通課が新設され、公共施設連絡バスを含む公共交通等に関する業務を集約し、一元的に事業を推進する体制となりました。</p> <p>【都市整備部 都市交通課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課員 都市交通対策監兼課長以下7名 ・計画係3名 (主な担当事務) 都市交通戦略に基づく施策の推進に関する事 幹線道路等の計画に関する事 都市交通協議会の運営に関する事 ・運輸係3名 (主な担当事務) 公共施設連絡バスの運行管理に関する事 鉄道駅等その他公共交通に関する事 <p>■公共施設連絡バスはこれまで商工課で所管し、主に公共施設の利便性を高め、高齢者等交通弱者と呼ばれている方たちの移動手段を確保し、積極的な社会参加を促すことを目的とし運行してきました。都市交通課に所管が移り、慢性的に渋滞が発生する市内中心部等の道路事情の解消や地球温暖化対策等の視点から、都市交通施策を総合的に勘案する中で、公共施設連絡バスの在り方、位置付けを明確にし、今後の運用を検討していきます。</p> <p>■平成24年6月に「都市交通戦略」を策定し、「ひとと環境にやさしく、持続可能な都市交通体系」の構築を基本理念として、産業、交流、生活、環境など、さまざまな方面からアプローチを行い、都市交通施策を展開していきます。施策を進めるうえで欠かせないものの1つが公共施設連絡バスの活用であり、今後、総合的な都市交通体系の構築の中で、その運用形態を変えていく必要があるものと考えています。</p> <p>■市民、企業、交通事業者及び行政等の代表で組織する「都市交通協議会」を新たに設置し、それぞれの立場、役割を明確にするとともに、これまで以上に連携を深め、総合的な交通計画の策定及び推進を行います。また、現在のバス事業においても、公共施設連絡バス利用推進協議会やバス事業者との運行連絡会を行い、円滑な利用推進を図っていきます。</p> <p>■平成24年度においては、公共施設連絡バスの更なる事業推進を進めるとともに、他自治体のコミュニティバス運行状況等を調査するなど、本市にあったバス事業の検証を行います。あわせて、広告収入事業の導入、運賃の有料化、名称の変更等についても、研究していきます。</p>		

刈谷市公共施設連絡バス

毎日運行 (但し、12月29日～1月3日運休)

どなたでもご自由にご利用できます。(無料)
車椅子の方も、お気軽にご利用下さい。

コースのご案内

西境線	洲原温水プール つくし作業所 洲原公園北口 井ヶ谷町青木 井ヶ谷市民館 愛知教育大学入口 富士松図書館 刈谷ハイウェイオアシス 西境町前山 西境市民館 西境住宅東 蒲生池遊園 今岡市民館 今岡町日向 今川市民館 富士松駅 今川町山ノ端 泉田町城前 泉田町折戸 総合運動公園 築地市民館 恩田松雲院 一色町2丁目 中山町2丁目 刈谷駅北口 市役所 総合健康センター 美術館 刈谷豊田総合病院 ひまわり
東境線	刈谷ハイウェイオアシス 富士松図書館 北部市民センター 富士松東小学校 一里山町砂山 一里山市民館 一ツ木町大師井 一ツ木町一本木 一ツ木町朝暮 かりがね小学校 総合運動公園 JA産直センター刈谷中部 新富町5丁目 稲場町3丁目 日高町2丁目 高倉町6丁目 高倉町2丁目 生きがいセンター 神明町3丁目 刈谷駅北口 市役所 総合健康センター 美術館 刈谷豊田総合病院 ひまわり
一ツ木線	総合運動公園 雁が音中学校 一ツ木町7丁目 一ツ木駅南 一ツ木町4丁目 一ツ木町朝暮 産業技術センター 東新町2丁目 生きがいセンター 神明町3丁目 刈谷駅北口 交通児童遊園 ひまわり 刈谷豊田総合病院 美術館 総合健康センター 刈谷駅南口 市役所
東刈谷線	半城土町大原 半城土町芦池裏 東刈谷保育園西 東刈谷駅南口 東刈谷町1丁目 野田公園 東刈谷市民センター 野田町新上納 たんぼぼ 野田新町駅南口 ウォーターパレスKC 半城土中町1丁目 ミササガパーク ひまわり 刈谷豊田総合病院 美術館 総合健康センター 刈谷駅南口 市役所 神明町4丁目 原崎公園 生きがいセンター
小垣江線	小垣江駅東口 小垣江町石ノ戸 小垣江町中伊勢山 小垣江東小学校 小垣江町西高根 依佐美中学校 小垣江町諸狭間 小垣江町下広 刈谷営農センター もりあと公園東 フローラルガーデンよさみ たんぼぼ 双葉小学校 半城土中町2丁目 高須町良 ひまわり 刈谷豊田総合病院 美術館 総合健康センター 刈谷駅南口 市役所 刈谷高校東 富士見町4丁目 御幸町6丁目 刈谷市駅 銀座4丁目 司町4丁目 体育館 熊野町6丁目 逢妻駅南口
依佐美線	東刈谷駅北口 板倉町2丁目 板倉町3丁目 野田新町駅北口 ウォーターパレスKC 交通児童遊園 ひまわり 刈谷豊田総合病院 美術館 総合健康センター 刈谷駅南口 市役所 東部市民館 刈谷北高校南 宝町3丁目 銀座4丁目 刈谷市駅 御幸町6丁目 松坂町5丁目 巡見橋 小垣江町本郷下 小垣江駅西口

利用上のごお願い

- 1 満車の場合、乗車できない場合があります。
- 2 道路事情により遅れる場合があります。
- 3 悪天候により運行をとりやめる場合があります。

お忘れ物・遅延等のお問い合わせ先

路線名	区分	運行业者	電話番号
西境線	奇数便	東伸運輸(株)	97-5111
	偶数便	フジキュー整備(株)	63-5727
東境線	奇数便	名鉄バス(株)	81-4334
	偶数便	フジキュー整備(株)	63-5727
一ツ木線	全 便	フジキュー整備(株)	63-5727
東刈谷線	奇数便	大興タクシー(株)	71-0231
	偶数便	フジキュー整備(株)	63-5727
小垣江線	奇数便	東伸運輸(株)	97-5111
	偶数便	フジキュー整備(株)	63-5727
依佐美線	全 便	フジキュー整備(株)	63-5727

連絡先

(昼間)刈谷市役所都市交通課 電話 95-0004
(夜間)刈谷市役所休日・夜間窓口 電話 62-1080

刈谷市都市交通戦略

～“ひと”と“環境”にやさしく、持続可能な都市交通体系の構築を目指して～

平成 24 年～平成 42 年

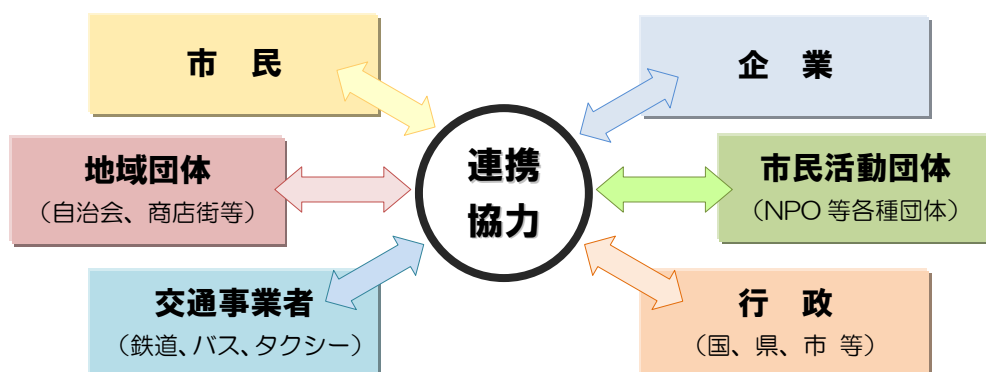
— 概要版 —



計 画 推 進 体 制

都市交通戦略の推進にあたっては、市民、企業、地域団体、市民活動団体、交通事業者及び行政がそれぞれの立場・役割を明確にするとともに、これまで以上に連携を深め、交通とまちづくりを一体的に捉えて、取り組んでいくことが重要です。

各主体の連携と役割



刈谷市都市交通協議会

- 各主体の代表者より構成
- 計画・事業の推進、計画進捗管理、実施状況の点検・評価等を実施

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者や行政が実施する取り組みに積極的に参加・協力するとともに、“ひと”と“環境”にやさしく、持続可能な都市交通体系の構築に向け、自らの交通行動を社会的にも、個人的にも望ましい方向へと転換するよう自助努力する。
企業	<ul style="list-style-type: none"> 行政と協働で主に通勤行動において、交通需要の適正化施策を行う。
地域団体 市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域ニーズを的確に把握し、行政等との連携、協働により、地域づくり施策を行う。
交通事業者 (鉄道、バス、タクシー)	<ul style="list-style-type: none"> 当該計画における公共交通の位置づけを踏まえ、行政とともに機能に応じたサービス水準の確保に努め、合理的な事業運営について積極的な提案を行う。 行政と協働で利用実態やニーズを的確に把握し、利用促進につながる施策を行政と連携、協力して行う。
行政 (国、県、市等)	<ul style="list-style-type: none"> 目標を達成するために必要な幹線道路網の整備、公共交通及び自転車・歩行者ネットワークの形成及び交通行動計画の各種施策を行う。 当該計画を周知するためのPR活動を展開するとともに、市民、交通事業者及び企業が実施する取り組みへの支援や各種情報提供を行う。 PDCAサイクルによる進行管理を行い、成果目標及び事業進捗の達成度を検証する。

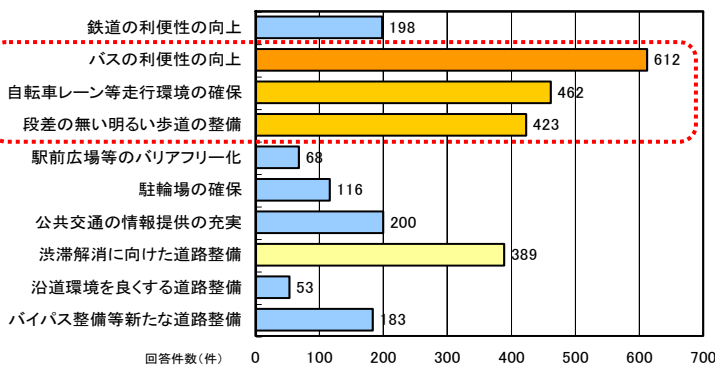
課題

南北に細長い市域を有し、北部には刈谷ハイウェイオアシスや愛知教育大学、中心部には刈谷豊田総合病院、南部にはフローラルガーデンよさみなど、広域的な集客力を有する施設が分散立地していることから、本市の一体化を促進する交通体系を構築する必要があります。

また、本市の高齢化は着実に進展することから、今後、高齢者が安全に移動できる交通環境の確保が課題となります。

- ・南北に細長く展開する本市の一体化に資する都市交通体系の構築
- ・より便利で、持続可能な交通手段としての公共施設連絡バスのあり方の検討
- ・高齢者が安全・安心に移動できる交通環境の確保

都市交通として重視する交通施策



公共交通の充実や自転車・歩行者道の整備を重視する声が多く挙げられています。

※回答数 959 人
資料：「刈谷市都市交通計画調査 (H22.3)」市民アンケート

施策一覧

施策	施策展開の方向性	施策内容
① 体系的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成	●公共交通の機能分類の明確化と「衣浦定住自立圏共生ビジョン」を踏まえた隣接市町との連携強化	・鉄道・高速バスによる広域路線の形成 ・「衣浦定住自立圏共生ビジョン」を踏まえた都市間連絡線の形成 ・バス交通の市内南北線の形成
	●主要駅や主要バス停における交通結節機能の強化	・企業バスの円滑な処理に資する交通広場機能の確保 ・刈谷駅等の交通結節機能の強化
	●公共交通ネットワークの活性化に向けた役割分担	・公共交通体系の構築に向けた総合的なコーディネート※ ・市民参加による取り組みの実施（地域路線の形成） ・事業提案（交通事業者）
② 安全で快適な自転車・歩行者ネットワークの形成	●自転車・歩行者による快適な移動環境の確保	・安全で快適な自転車・歩行者空間の確保 ・利便性の向上に資する自転車・歩行者ネットワークの形成 ・既存道路形態を見直し、柔軟な自転車走行空間の確保
③ 自動車交通需要の適正化への誘導	●市内企業への自動車による通勤交通等への対処	・TDM※施策の展開 ・モビリティ・マネジメント※の導入
④ 安心・安全な都市交通体系の構築	●交通安全の確保	・人に優しく、安全な道路空間の確保及び交通安全施設の整備推進 ・ITS※技術の活用
	●防災・減災を踏まえた交通ネットワークの形成	・複数の経路選択による交通ネットワークの形成 ・災害に強いまちづくりによる広域交通ネットワークの形成

コーディネート：複数の個人または機関、団体等の間に対等な関係をつくり、各々が最大限にその特性を發揮できるよう、調整を図ること。
TDM：交通需要マネジメント（Transportation Demand Management）のこと。車の利用者の交通行動の変更を促すことにより、道路混雑を緩和する手法の体系。
モビリティ・マネジメント：一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通などを適切に利用する）に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策。

公共交通ネットワークの形成イメージ

〔主要駅やバス停における〕
交通結節点機能の強化

具体的施策例

●バスロケーションシステム*

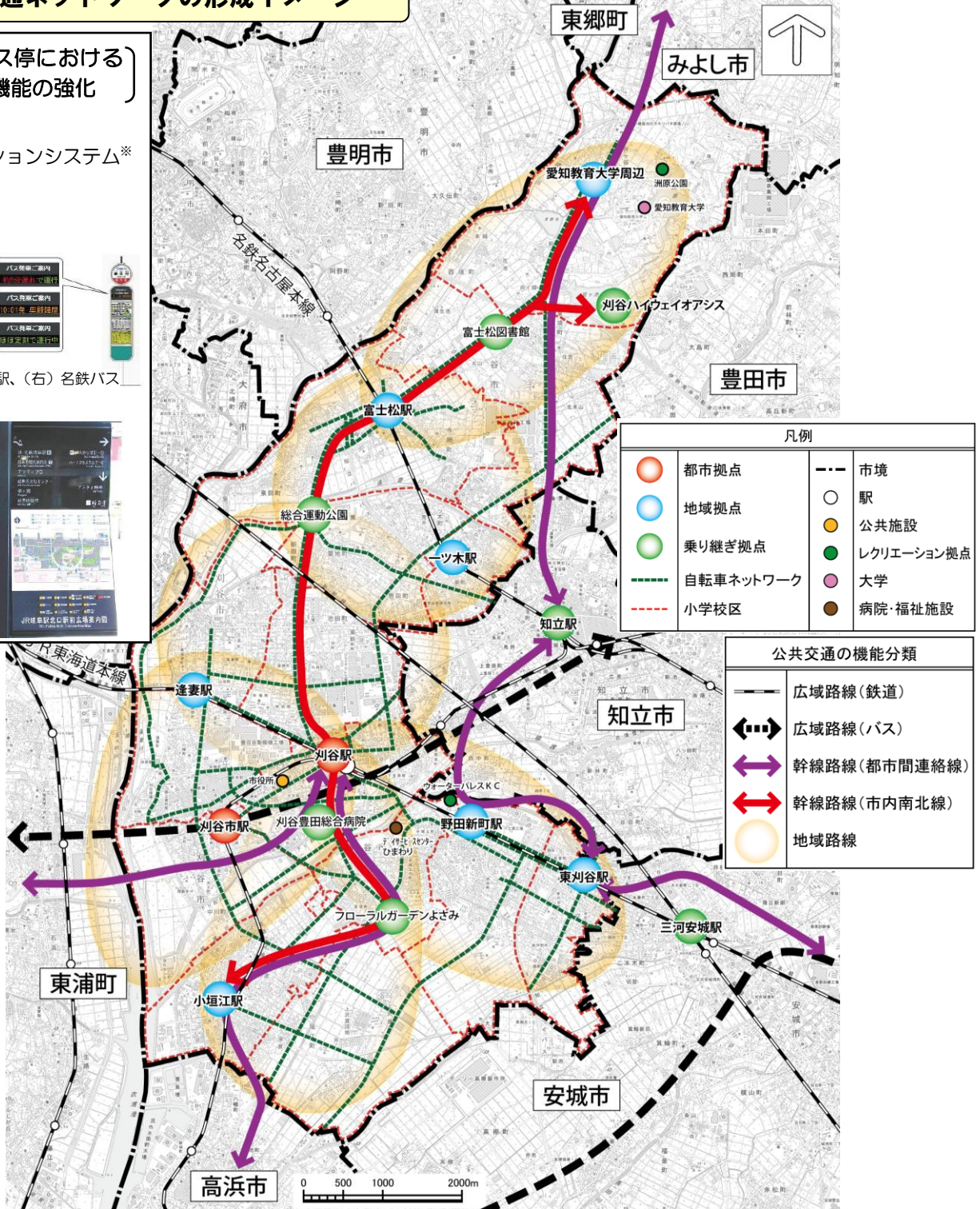


資料：(左) JR岐阜駅、(右) 名鉄バス

●総合案内板



資料：JR岐阜駅



	都市拠点		市境
	地域拠点		駅
	乗り継ぎ拠点		公共施設
	自転車ネットワーク		レクリエーション拠点
	小学校区		大学
			病院・福祉施設

	広域路線(鉄道)
	広域路線(バス)
	幹線路線(都市間連絡線)
	幹線路線(市内南北線)
	地域路線

▼公共交通の機能分類

		路線機能
広域路線		市内外交通需要に対処するとともに、広域的な交通基幹路線としての機能を担う。需要に応じたサービス水準を確保すべき路線。
路線	都市間連絡線	「衣浦定住自立圏共生ビジョン」を踏まえた隣接都市間を主体とする市内外交通需要に対応する路線。
	市内南北線	都市間連絡線及び市内拠点施設を相互に連絡することにより、刈谷市の一体化を促進し、将来目標像の具現化に向け、戦略的に速達性、快適性を確保すべき路線。
地域路線		都市間連絡線、市内南北線に接続する地域の生活交通路線として、地域の生活ニーズに応じた一定のサービス水準を確保すべき路線。

ITS : 高度道路交通システム (Intelligent Transport Systems) のこと。最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。

バスロケーションシステム : バスの走行位置情報を把握し、バス停の案内表示版やインターネット等を通じてバスの到着時刻や走行位置を利用者が手軽に確認することができるサービス。

会計名			刈谷生きがい楽農センター運営事業				担当部	経済環境部		
一般会計							担当課	農政課		
款	項	目					課等長名	鈴木 康則		
6	1	3					作成者	佐竹 克仁		
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	産業振興							
		基本施策	農業							
		施策の内容	農業に親しむライフスタイルの推進							
	目的	野菜作り研修を実施し、畑作の農業後継者を育成することで遊休化が見込まれる畑作地帯の遊休農地の解消と抑制を図る。	主たる内容	刈谷生きがい楽農センターの施設及び実習農地を管理し、農業研修を実施する。 所在地：刈谷市西境町花池8-2 研修概要：座学1回/月、実習2回/週 研修期間：1年間 定員：20人 受講料：21,000円						
	位置づけ	関連計画	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想							
		根拠法令								
	対象者	20歳以上の市民		事業期間	平成20年度 ~					
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他								
	BDO 事業実績 O 実施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画		
		第2期生20人に野菜作り研修を実施した。		第3期生20人に野菜作り研修を実施した。		第4期生20人に野菜作り研修を実施した。 (対象年齢を「50歳以上」から「20歳以上」に引き下げ)		第5期生20人に野菜作り研修を実施する。		
成果 (できたこと)		野菜作り研修を実施し、研修修了者は出荷・販売が可能なレベルの農業の栽培技術を身に付けることができた。また研修修了者に実践の場として市民農園をあっせんした。 親子農業体験教室及び農産物加工教室の会場として農場や加工室を提供した。								
課題 (できなかったこと)		研修修了者がすぐに大規模な農業経営を始められるわけではないので、即効性がない。 遊休農地解消のためには、生きがいとしての農業だけでなく、退職就農者を含めた農業従事者を増やしていくことが必要となる。								
指標名称(単位)				実績値			目標値			
				21年度	22年度	23年度	24年度	26年度		
活動指標		研修修了後の野菜作り従事者数(人)			19	20	-	20	20	
成果指標		出荷・販売を行う研修修了生の数(人)			-	2	-	3	4	
他市との比較検証										
C 事業コスト		単位：千円		21年度(決算)	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(予算)	23年度事業費内訳		
	事業費①		13,942	15,435	14,457	15,596	合計	14,456,671円		
	財源	特定財源	420	420	420	450	賃金	8,195,700円		
		一般財源	13,522	15,015	14,037	15,146	報償費	90,000円		
	職員人件費②		0	5,799	5,743	5,994	需用費	2,056,972円		
	総事業費(①+②)		13,942	21,234	20,200	21,590	役務費	228,376円		
	建設事業	全体事業費			0	23年度特定財源名称				
23年度迄の累積事業費			0	講座受講料						
25年度以降の事業費見込			0							
						委託料	1,102,392円			
						使用料及び賃借料	2,775,631円			
						公課費	7,600円			

会計名			刈谷生きがい楽農センター運営事業	担当部	経済環境部
一般会計				担当課	農政課
款	項	目		課等長名	鈴木 康則
6	1	3		作成者	佐竹 克仁
C H E D C K ハ 評 価 V	各視点からの評価			評価の理由	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 法的業務 市民ニーズ、社会需要 市民生活上必要である など 		高い	農業の後継者対策、遊休農地対策として必要性の高い事業である。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> コストの節減、費用対効果 執行体制の効率性 手段の最適性 など 		普通	研修生の受入れ可能な定員に限度があるため、効率性を上げにくい。 農業の担い手の育成には時間がかかる。 遊休農地の解消については緩やかであるが、回数を重ねるごとに効果がある。
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 市が主体となって実施すべき事業であるか 総合計画との整合性 など 		高い	農業への新規参入が難しい中で、現時点では市が主体となり栽培技術を習得する機会を設け、人材を育成していくことが必要であり、妥当である。
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 施策への貢献度 目標達成度 市民サービスへの効果 など 		高い	研修生の満足度は高く、修了後も積極的に農業に取り組んでいること、また、農業体験や農産物加工教室などの機会を提供していることから農業に親しむライフスタイルの推進に貢献している。
今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		
受講申込者は本格的な農業に取り組む人を優先する。 就農支援のため新規就農支援制度を周知する。 研修カリキュラムに販売に関する視察・実習を追加する。 アンケートの要望を反映した農業体験や農産物加工教室を開催する。					

平成23年度外部評価結果に対する市の方針及び対応報告書

事業名	刈谷生きがい楽農センター運営事業		
部等名	経済環境部	課等名	農政課
①行政評価委員からの意見	<p>○事業の目的がはっきりしない。プロの農業者を育成するのか、趣味としてのカルチャーセンターとして運営するのか、どちらも政策目的としてはあるが、目的が違くと、事業の内容や税金の注ぎ込み方、評価の方法も変わってくる。</p> <p>○政策を作るときには目的を明確にして政策評価をする習慣をつけてほしい。目的が複数あるときは割合を明確にして施策をチェックする必要がある。</p> <p>○プロの農家を育成することも目的であれば、成果としてプロの農家が何人育ったかも指標に追加する。</p> <p>○事業費は、建設費の減価償却も計算して、単年度のコストを出すべき。また水道料金等もカウントし、毎年度どれだけのコストがかかっているのか、コスト感覚を持つべきである。事業課としては、フルコストを把握して、市民がコストと便益のバランスが取れているかをチェックできるような体制をとってほしい。</p> <p>○受講者1人당りに100万円の補助金を出すのにふさわしい事業なのか。カルチャー目的であるなら、受講生1人당り100万円はかけ過ぎだが、担い手育成なら妥当である。</p> <p>○農作物を直売所等で販売し、利益の半分を市に返し、もう半分を個人の儲けとするような仕組みがあれば、多くの市民が利用したいと思う。農産物の販売や料理にして提供するなど、普及啓発の方法や事業メニューの向上も考えてほしい。</p>		
②市の対応方針	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		
③方針に関する考え方、方針に基づく今後の予定（内容、工程、予算等）など	<p>○修了生1人が新規に就農した実績と修了生を対象としたアンケート調査において所有農地の遊休化を防いでいる結果が出ていることから、農業後継者育成及び遊休農地対策に必要な事業として今後も事業を継続していきます。</p> <p>○研修内容につきましては、事業開始当初より出荷・販売もできるレベルの内容であることから、当初の目的であった「生きがいとしての農業」から「本格的な農業への取組み」、「農家の育成」に目的を見直し事業を行っていきます。</p> <p>○農家の育成については年数のかかるものであり、短期間で成果が見えるものではありませんが、研修生の対象年齢の引き下げや就農支援の援助などを行うことでより本格的に農業に参入できる環境を整え、研修生のバックアップを行います。</p> <p>○プロの農家を指標とする意見につきましては、現時点において専業で生計を立てている農家が少ないことから、出荷・販売を行う研修修了生を指標とします。</p> <p>○農産物の販売につきましては、楽農センターにおいて研修の一環として販売を行うことを検討します。</p>		

平成24年度フォローアップ評価実施状況報告書

事業名	刈谷生きがい楽農センター運営事業		
部等名	経済環境部	課等名	農政課
<p>④平成24年度の実施状況及び今後の実施予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業は、農業後継者育成及び遊休農地対策に必要な事業として平成24年度以降も継続していきます。 ○研修生の対象年齢は平成23年度の第4期生からを20歳以上に引き下げ、より意欲的に受講できる人を対象に募集を行っています。 ○平成24年度の研修生の募集にあたっては、「本格的な農業への取組み」、「農家の育成」を主目的とし、第5期生の募集を行いました。 ○就農支援については、新規就農支援制度により本格的に農業に参入できることを周知し、研修中から就農のバックアップを行っています。 ○プロの農家を指標とする意見につきましては、出荷・販売を行う研修修了生を指標に追加しました。 ○研修で(株)刈谷ハイウェイオアシスから講師を招き、「刈谷ハイウェイオアシスと産直市場」の講義を実施しました。 ○研修修了後の出荷の勉強のため、産直市場おあしすファームの視察を予定しています。 ○農作物の販売について、実施場所、方法など指導員と調整しています。 ○農産物加工教室や親子農作物体験教室など他事業による施設の利用を増やし、他事業を含めたトータルでコストを下げることで費用対効果を高めます。 ○人員配置の見直しを行い、コスト削減に努めます。 ○他市の視察の受入れを積極的に行い、研修・施設のPRに努めます。(平成23年度：2団体、平成24年度：1団体) 		

野菜作り研修第5期生募集要項

野菜作りの基礎を学びたいという人のために、野菜の作付、肥料のやり方、栽培技術、農業機械の扱い方の研修を開催します。
土と親しみ自然にふれあいながら、野菜作りの基礎を学びましょう。

1 対 象

刈谷市内在住の20歳以上で、野菜の栽培技術を学びたい人。
※1年間の研修を意欲的に受講できる人。

2 概 要

科 目	内 容	研修日
座 学	野菜の生理・生態、土づくりと施肥設計、病虫害防除等の講義	月1回程度 (水曜日)
実 習	実習農地(一人当たり約60㎡)で野菜作りと農機具等の扱い方を実習	週2回程度 (月・木曜日又は火・金曜日)
備 考	座学及び実習は、午前中に実施します。実習は、月・木曜日のグループと火・金曜日のグループに分かれて実施します。(野菜の生育状況等により開催時間を変更する場合があります。)。 なお、研修日以外の日においても、当番制により栽培管理作業等を実施します。	

3 定 員

20人

※定員を超えた場合は、抽選とします。

4 期 間

平成24年8月から平成25年7月までの1年間

※修了要件は、研修日の8割以上の出席とします。



5 申 込

平成24年5月21日(月)までに申込書に必要事項を記入のうえ、刈谷生きがい楽農センター(TEL26-1831)または刈谷市役所農政課(TEL62-1015)に提出してください。

6 開 講 式

平成24年8月3日(金) 午前10時
刈谷生きがい楽農センター 研修室

7 場 所

刈谷市西境町花池8番地2 ※裏面案内図参照

8 費用等

受講料 年間21,000円(教材費、傷害保険料を含む)

※受講料は、開講式当日に納入していただきます。

なお、納入された受講料はお返しができませんので、あらかじめご了承ください。

また、実習内容により材料費を別途ご負担いただく場合があります。

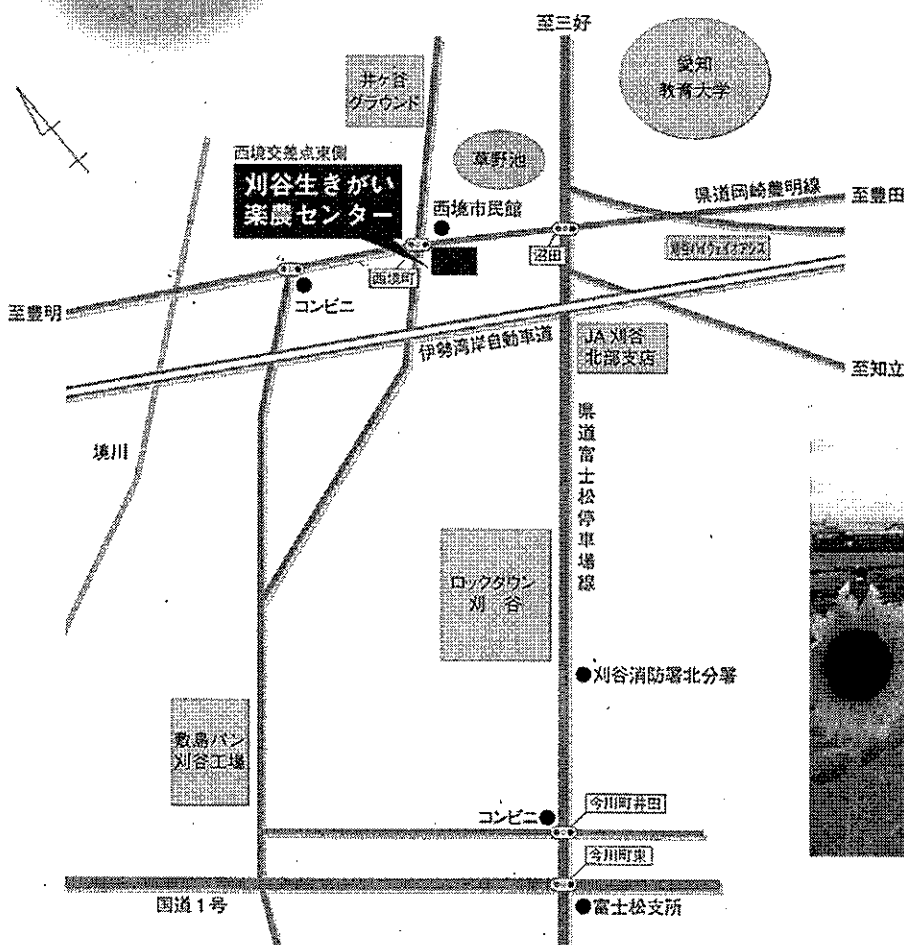
9 その他

研修中の傷害保険は、刈谷市が一括で加入します。

研修中に使用する農業機械、器具、資材等はセンターが貸与します。

作業着、長靴、軍手、筆記用具等は、各自でご用意ください。

刈谷生きがい
楽農センター
案内図



研修修了者への支援

新規就農支援制度により耕作農地(300~1,000m)のあっせんを受けることができます。

会計名			創意ある学校づくり事業				担当部	教育部	
一般会計							担当課	学校教育課	
款	項	目					課等長名	稲生 修一	
10	1	3					作成者	木野 昌孝	
PLAN 事業概要 計画 V	総合計画 施策体系	分野	教育文化						
		基本施策	学校教育						
		施策の内容	教育内容の充実						
	目的	継続的に「創意ある学校づくり」を実践していくことにより、教育水準の向上を図ると同時に心豊かな児童生徒の育成を図る。			主たる内容	各学校が、地域と連携したり、講師を招いたりして、それぞれに特色を出した行事等を運営する。			
	位置づけ	関連計画							
		根拠法令	学習指導要領						
		対象者	小中学校	事業期間	平成9年度 ~				
		実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他						
	B 事業実績 D 実績 O 実施 V	21年度実績		22年度実績		23年度実績		24年度計画	
		小学校15校と中学校6校が本物体験や感動体験を中心とした活動に取り組み、特色ある学校づくりに尽力した。同時に心豊かな児童生徒の育成を図った。 【取り組み例】夏祭りや芸能大会への和太鼓演奏による参加など		小学校15校と中学校6校が本物体験や感動体験を中心とした活動に取り組み、特色ある学校づくりに尽力した。同時に心豊かな児童生徒の育成を図った。 【取り組み例】竹炭づくりのため、岩ヶ池周辺の竹の伐採による環境整備や加藤与五郎劇の実施など		小学校15校と中学校6校が本物体験や感動体験を中心とした活動に取り組み、特色ある学校づくりに尽力する。同時に、心豊かな児童生徒の育成を図った。 【取り組み例】地域の方を講師に招いた親子ふれあい教室の開設など		小学校15校と中学校6校が本物体験や感動体験を中心とした活動に取り組み、特色ある学校づくりに尽力する。同時に、心豊かな児童生徒の育成を図る。 【取り組み例】小学1年生からの英語活動や音楽や劇、語り聞かせ等で心を耕すなど	
成果 (できたこと)		全ての小中学校において、それぞれの校区の良さを生かして「創意ある学校づくり」を実践している。こうした取り組みを通して、教育内容を充実させることができたり、その道のプロである外部講師を活用した体験活動を取り入れ、本物志向をより充実させたりして、心豊かでたくましい児童生徒の育成を図ることができている。また、各校から提出された計画書をもとに予算を配分し、予算の有効活用をした。							
課題 (できなかったこと)		より事業の質を高めるために、本来の事業目的について、実践している事業内容を学校間で共有し、情報交換をする場を設ける。							
指標名称(単位)			実績値			目標値			
			21年度	22年度	23年度	24年度	26年度		
活動指標		外部講師の活用実績【延べ数】(校)		19	21	21	21	21	
成果指標									
他市との比較検証									
C 事業コスト		単位：千円		21年度(決算)	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(予算)	23年度事業費内訳	
	事業費 ①		12,900	12,900	12,900	12,900	合計	12,900,000 円	
	財源	特定財源	0	0	0	0	委託料	12,900,000 円	
		一般財源	12,900	12,900	12,900	12,900			
	職員人件費 ②		0	797	933	1,349			
	総事業費(①+②)		12,900	13,697	13,833	14,249			
	建設事業	全体事業費		0		23年度特定財源名称			
23年度迄の累積事業費		0							
25年度以降の事業費見込		0							

会計名			創意ある学校づくり事業	担当部	教育部
一般会計				担当課	学校教育課
款	項	目		課等長名	稲生 修一
10	1	3		作成者	木野 昌孝
C H E D C K ハ 評 価 V	各視点からの評価			評価の理由	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 法的業務 市民ニーズ、社会需要 市民生活上必要である など 	高い	特色ある学校づくりに取り組む中で、地域の人材や教育資源を有効活用することは、児童生徒の豊かな心をはぐくむうえで、必要な事業である。	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> コストの節減、費用対効果 執行体制の効率性 手段の最適性 など 	高い	平成24年度から、全小中学校の計画書の内容にもとづいて予算を配分している。	
	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 市が主体となって実施すべき事業であるか 総合計画との整合性 など 	普通	学校が地域の人材を講師として招いたり、本物に触れる体験学習を行ったりするため、そうした計画を実践するために妥当な予算を委託している。	
	施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 施策への貢献度 目標達成度 市民サービスへの効果 など 	普通	小中学校の特色ある学校づくり、地域の活性化に寄与している。	
今後の方向性			<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		
○全小中学校の計画書と予算書を全校に周知し、各校が実践している事業内容について情報交換を行う。 ○平成24年9月末までに25年度の計画書を提出させる。 ○平成24年10月末までに1回目の査定をし、指導助言を行う。 ○平成24年11月に各校の事業計画を反映させた予算要求を行う。 ○平成25年度の事業計画について、教育委員会定例会にて報告する。 ○平成25年4月から事業を実施する。					

平成23年度外部評価結果に対する市の方針及び対応報告書

事業名	創意ある学校づくり事業		
部等名	教育部	課等名	学校教育課
①行政評価委員からの意見	<p>○予算が一律というのは最善と言えない。費用を下げることも創意ある取組みである。継続する中でフィードバックを取り入れて、市役所が介入する工夫をしてほしい。均等割に加えて、良い活動をしている学校には金額を上乗せする仕組みがあっても良い。</p> <p>○文部科学省の中央審議会が、地域の特色をいかしてやりましようというのは矛盾しているという感覚を持ってほしい。文部科学省の指導は助言であり、“やらない”という選択肢もある。法的拘束力を確認した上で、刈谷市の小中学生にとって最善の選択をしてほしい。</p> <p>○近年の新入社員には創意が感じられないため、創意ある学校づくりは意義あるものだと思う。しかし、評価シートに担当者の意欲が見受けられない。書類を作るのにも熱意を表すことが大切であり、事業の実態を書類上で見せる意欲を示してほしい。</p>		
②市の対応方針	<p><input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終期設定 <input type="checkbox"/> 休止・廃止</p>		
③方針に関する考え方、方針に基づく今後の予定（内容、工程、予算等）など	<p>○本事業については、来年度も継続実施する予定です。しかし、事業の進め方については、ご意見いただいた点も踏まえて、改善する方向で考えています。</p> <p>○具体的には、今まで各小中学校一律に同額の予算配分をしていた点を見直し、現状通りの予算総額の中、事業内容に応じて、金額を査定していく方法を考えています。実際は、次の2つのステップを踏み、査定を行っていく予定です。</p> <p>① 本年度中に、市内すべての21小中学校から、来年度の計画案と予算案を学校教育課に提出する。</p> <p>② 学校教育課において、各校から提出された計画案と予算案を精査し、査定する。</p> <p>○評価シートにつきましては、内容を見直しました。</p>		

平成24年度フォローアップ評価実施状況報告書

事業名	創意ある学校づくり事業		
部等名	教育部	課等名	学校教育課
<p>④平成24年度の実施状況及び今後の実施予定</p>	<p><平成24年度の実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成24年3月下旬に、全小中学校から提出された24年度の「創意ある学校づくり」の計画書について、本事業の趣旨に基づき、予算を配分するために一次査定を行うとともに計画の改善に向けて指導助言をした。 ○平成24年4月初旬までに、復活要求を行う機会を設け、改善された計画書について二次査定を行い、最終予算を確定した。 ○公平な視点からのご意見をいただくため、教育委員の方々に事前に査定資料を送付し、ご検討いただいた上で、平成24年4月26日（木）に開催された教育委員会定例会において、承認をいただいた。 ○5月1日（火）から、21小中学校において事業を執行している。 		
	<p><今年度の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○より事業の質を高めるために、本来の事業目的である①②について、実践している事業内容を学校間で共有し、情報交換をする場を設ける。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 本物体験、感動体験により、児童生徒の豊かな心を育む ② 地域の特色を生かした特色ある学校づくりに努める </div> <p><今後の実施予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成24年7月に、平成25年度の計画作成の参考となるよう、24年度の全小中学校の計画書と予算書を全校に周知し、各校が実践している事業内容について情報共有、情報交換を行う。 ○平成24年9月末までに25年度の計画書を提出させる。 ○平成24年10月末までに1回目の査定をし、指導助言を行う。 ○平成24年11月に各校の事業計画を反映させた予算要求を行う。 ○平成25年度の事業計画について、教育委員会定例会にて報告する。 ○平成25年4月から事業を実施する。 		